

メディア展望

毎月1回1日発行
1963年1月1日
新聞通信調査会報
として発刊

1 - 2016

発行所
公益財団法人
新聞通信調査会
電話 03(3593)1081
<http://www.chosakai.gr.jp/>

TPP 合意

米議会が夏休み前に批准するかが焦点

日本の農林水産業への影響は限定的 環境改善で中小にもビジネスチャンス

中川 淳 司

(東京大学社会科学研究所教授)



この20年ぐらいの間に通商交渉の世界で二つの大きな出来事が起きている。一つは、2001年11月に交渉がスタートし、丸14年続いた世界貿易機関(WTO)ドーハ交渉の完全な行き詰まりだ。WTOが発足したのは1995年1月だが、その前に関税貿易一般協定(ガット)の下で8回のラウンド(多角的貿易交渉)が行われ、関税などを下げてきた。最後の8回目がウルグアイ・ラウンドで、その結果としてWTOが95年1月に発足し、翌96年12月に第1回閣僚会議がシンガポールで開かれた。

易に関する交渉と農業分野の補助金を引き下げる交渉、この二つはWTO発足時点から決まっており、ビルトインのアジェンダだった。それ以外の交渉議題として、日本をはじめとする先進国は投資、競争政策、政府調達の透明性、貿易円滑化という四つのテーマをWTOの最初のラウンドでやるうと提案したが、途上国はそれに一貫して消極的で、貿易円滑化だけがドーハ・ラウンドで進められることになった。

99年12月、第3回閣僚会議がシアトルで開かれた。クリントン米政権2期目の時で、街頭で激しい反対デモがあり、新ラウンドの立ち上げが失敗に終わったことをご記憶の方もおられるかと思

目次 (1月号)

TPP、米議会が夏休み前に批准するか焦点	中川 淳司	1
パリ多発テロ、欧州全体に深刻な影響	小林 恭子	12
手の打ちようない北方領土返還	佐藤 優	16
第8回「メディアに関する全国世論調査」(下)	菅原 琢	20
特派員リレー報告④サンパウロ	辻 修平	25
【プレスウォッチング】		
「戦後70年」は終わった。そしてどこへ?	小池 新	28
【海外情報〈米国〉】		
読ませる記事続々と	津山 恵子	30
【放送時評】		
在京民放局が動画配信サービスを開始	音 好宏	32
日記で読む昭和史(55)	国分 俊英	34
【海外情報〈中国〉】		
PM2.5被害の裏で高まるパロディーム	魯 諍	36
【メディア談話室】		
各社でばらつく実名と匿名報道	井内 康文	38
マスメディア関連の裁判を見る(78)	佐藤 英雄	40
書評『検証バブル失政』	高橋 潤	42
十大ニュース		43
調査会だより・編集後記		44

う。この二つはドーハ交渉スタート前の象徴的な出来事で、WTOで先進国は広いアジェンダでやるうとしたが、途上国はそれに抵抗したというのは初期から始まっていたわけだ。

ドーハ交渉、暗礁に

ドーハ交渉は2001年11月に始まったが、多

くの加盟国の中で、先進国側はアメリカとEU、途上国側はインド、ブラジル、遅れて加盟した中国がそれぞれ代表として振る舞い、利害が対立して交渉は難航する。2年前の13年12月、バリ島で第9回閣僚会議が開かれ、当初はいろいろな交渉テーマについて一括合意しようとしたが、それは無理なので、取りあえず合意できる貿易円滑化プロセスアルファの形でまとめた。そして第10回閣僚会議がケニアのナイロビで開かれるが、交渉の妥結に向けて何らかのめどを付けようと、この1年ぐらい締約国はずつとやってきたが、どうもそれも難しいようだと言っている。

ではドーハ交渉がなぜうまくいかなかったのか。ガットの時代、ラウンドを8回行ったが、その時は日本を含めてアメリカ、カナダ、欧州連合(EU)の主要先進国・地域四極が合意すれば全体の合意として採択するという方法が取れたのだが、WTOになると先進国代表と新興国代表の合意形成が必要になり、いろいろな論点で利害対立することになる。

ドーハ交渉で一番もめたのは農業分野の交渉で、先進国、特にアメリカ国内の農業分野の補助金削減問題が唯一最大の争点であったと言ってもよい。日本でもそうだが、農業分野は政治的にさまざまな既得権や利害関係が絡んでいて、アメリカもそう簡単には妥協できない。

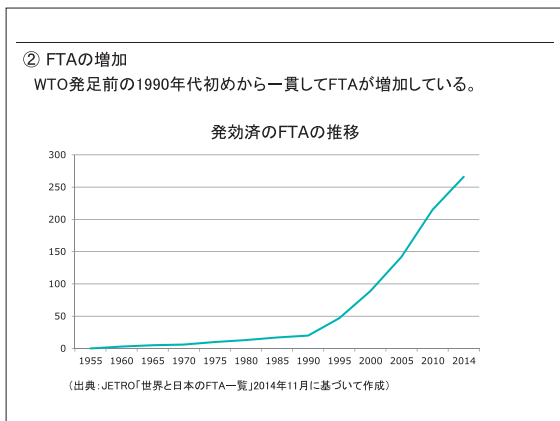
ガットの時代、ラウンドを通じて工業製品の関税をずいぶん下げたこともあり、政治的な抵抗の大きい国内保護政策だけ残った。それが重要な争点になったために難しかったのだろう。多く

の議題について並行交渉が行われ、合意できたものから採択する方法もあり得たと思うが、ガットのウルグアイ・ラウンドでは一括受諾方式が取られた。それがかえって良くなかったのかもしれない。

FTAは顕著な伸び

一方で多角的貿易機関としてのWTOが交渉をまとめられないという状況があり、他方で通商交渉の世界で顕著に見られるのはFTA (Free Trade Agreement = 自由貿易協定) が伸びていることだ (図①)。

この図は効力を発生したFTAの数をジェトロがまとめたものだが、90年あたりから一貫して増えていることが分かる。95年にWTOが発足し、2001年にはドーハ・ラウンドが始まったが、



図①

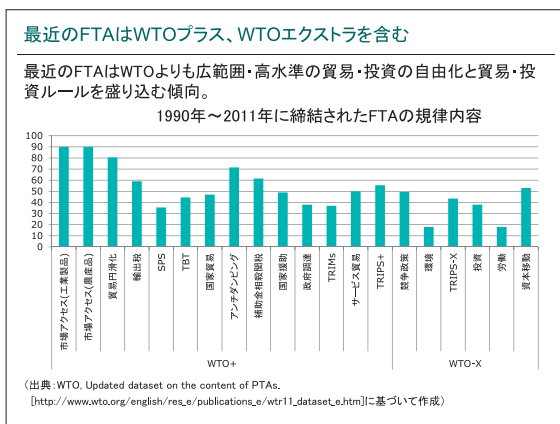
そういうWTOでの動きとは無関係に、FTAの交渉が傾向的に増えている。1990年あたりから通商交渉の主要な道具立てが変わってきて、FTAがそ

れを担うようになってきたということだ。

それはなぜか。そのことを考えるヒントになるのがFTAの中身で、2011年にWTOが多くのFTAの内容を分析した結果をまとめている。それに基づいて作ったグラフ (図②) だが、この中にWTO+とWTOx (エクストラ) という言葉を使っている。WTO+は、WTOでも何か規定があるのだが、それにプラスアルファの上乗せ規定をしたもので、このようにたくさんある。WTOx (エクストラ) はWTOでは扱っていないが、FTAで扱っている規定で、競争政策とか、TRIPSx (エクストラ) は知的財産権に関する規定、あるいは投資、資本移動などがある。

これが90年以降のFTAの中身を分析した結果で、最近のFTAはWTO+アルファの規定を盛り込んでおり、一言で言えば、最近のFTAは深い統合 (deep integration) を目指していると言える。

WTOは物の貿易自由化がメインのターゲットで、それに加えてサービス貿易の自由化



図②

WTOは物の貿易自由化がメインのターゲットで、それに加えてサービス貿易の自由化

と知的財産権も若干扱う。主として物の貿易の自由化を担当する機関だが、最近のFTAは物の貿易・サービス貿易の自由化、知財保護といったWTOのカバーしている部分だけでなく、WTOx（エクストラ）の中にある政府調達自由化や投資の自由化も目指している。

自由化というのは関税であれば下げるとかそういう話だか、FTAがカバーするルールはWTOより範囲が広く、締約国の企業が貿易や投資を行う際の競争条件や規制環境の改善に関わるものを含んでいる。これを「深い統合を志向する」という言葉でまとめてみたのだが、その背景には実体経済分野でのサプライチェーン（供給網）のグローバル化がある。

製造業で製造工程がばらけて、それが国境を越えて分散する。人件費が安いとか産地に近いとか、それぞれの工程に最適なように事業者がグローバル・サプライチェーンやバリエーションチェーンをつくり、世界的な規模で製造する動きが90年代以降始まったが、この背景には情報通信技術、輸送の技術革新などがある。

事業者がグローバルに製造工程なりサービスのサプライを展開しようとする、技術革新とともに、さまざまな政策体系が備わっている必要がある。慶応大学の木村福成先生の整理を私なりに加工して表にしたもの（図③）だが、まず個別に分かれた製造工程をつないでいくことが必要だ。部品なら部品を、国境を越えて供給していく、その間のさまざまな業務上・経営上のやりとりや人の異動などを製造工程間でスムーズにやらなければ

供給網のグローバル化に必要な政策

弾力的な生産体制と信頼性の高いロジスティクス・リンクを構築できる政策体系が求められる。

サービスリンクコストの削減に関する政策	関税引下げ、貿易円滑化、非関税障壁の撤廃、ロジスティクスのハードインフラの整備、ロジスティクスのインフラサービスの供給、ビジネス関係者の移動の自由化・円滑化、法制・経済制度の調和
各工程の生産コストの削減に関する政策	税制（法人税減免など）、人的資源開発、金融などの生産支持サービスの充実、投資の自由化・円滑化、許認可の迅速化・透明性向上、政府調達市場アクセス、知的財産権保護、競争政策、ロジスティクスのハードインフラの整備、ロジスティクスのインフラサービスの供給、下請け産業の強化、産業集積の形成、法制・経済制度の調和

（出典：木村福成「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一他編「日本のTPP戦略 課題と展望」文真堂、2012年）に基づき作成

図③

がある。そこには表の右側の列に列挙したようなさまざまな政策が動員されることになる。例えばサービスリンクコストの削減に関わる政策には関税引き下げ、通関手続きの簡素化・迅速化による貿易円滑化、その他いろいろな政策が必要になる。

詳細な説明は割愛するが、アンダーラインを引いた政策と引いていない政策がある。税制、人的資源開発、下請け産業の強化など、アンダーラインを引いていない政策にFTAはあまり関与していない。関税引き下げ、貿易円滑化、非関税障壁の撤廃など、アンダーラインを引いた政策は多かれ少なかれFTAが扱える対象だ。

90年以降の供給網グローバル化対応の側面も

つまり、90年前後以降、世界的に供給網のグロ

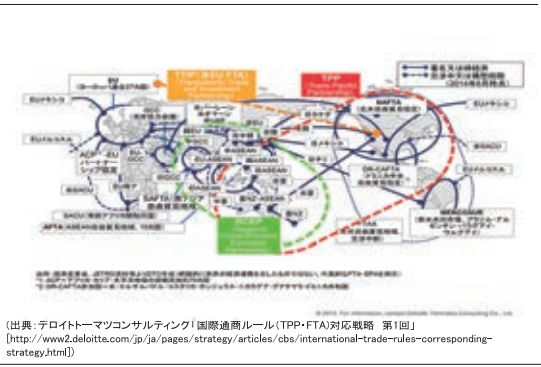
いけない。そのために必要なコストがサービスリンクコストで、それを削減するために必要な政策がある。また、各工程の生産コストの削減に

グローバル化という新しいタイプの国際分業が進んできた。そういう新しいタイプの国際分業を進めるためには広範囲な政策が必要とされるが、WTOという媒体では十分に、あるいは適宜、タイムリーに提供できなかった。主要国はFTAを使って供給網のグローバル化に必要な深い統合を目指す政策を進めようとしてきた。それがTPPを考える上で一番重要な背景事情であると思う。

FTAが供給網グローバル化のための手段として交渉されてきたのは事実だとしても、グローバル供給網というのは面の話で、多数の国にまたがって製造工程が進んでいくためには、それらが深い統合で結び付いていなければいけない。しかし、FTAは基本的に二国間の通商条約であり、線ではないので、バイのFTAをたくさん結ばないとグローバルな供給網がカバーされないことになる。FTAを数多く結ぶには、通商外交交渉となると時間もかかるし、行政コストも政治コストもかかる。それをいとわずどんどん結んでいけば、線の集合だからネットワークになる。

問題は、供給網全体をカバーするようなネットワークができたとしても、個々のFTAによつて中身が完全には一致しないので、ネットワークの間でルールの不整合が起きてくる。例えばFTAの下で関税の引き下げ・撤廃を約束しても、それはFTAの相手国原産品の関税を下げるということと、相手国原産品であるかどうか、製品ごとにと原産地を決定するためのルールが必要になる。当然、FTAごとに一致しないルールができてくるので、企業としては一体どのFTAを使うとどう

2 TPPの可能性
広域FTAは供給網グローバル化と親和的



【出典：デロイト・トーマツコンサルティング「国際通商ルール(TPP・FTA)対応戦略 第1回」
[http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/cbs/international-trade-rules-corresponding-strategy.html]

図④

以上を前置きとして、「TPPの可能性」についてお話をしたい(図④)。最近の通商交渉の世界では、バイのFTAだけでなく、数多くの国が参加する広域FTAが起きてきた。これは現在交渉中

の広域FTAに3以上の国が入っているという概念図で、広域FTAは供給網グローバル化と親和的であることが分かる。赤い四角で囲ってあるのがTPP(Trans-Pacific Partnership)で、環太平洋12の国が交渉している。TTIP(Transatlantic Trade and Investment Partnership)は大西洋貿易・投資パートナーシップという協定で、アメリカとEUのFTAだが、EUは28カ国入っている。これだけで29カ国が参加するFTAになる。日本とEUのFTAも交渉中だ。地図の下の方に緑色で書かれているRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership)はアジア地域包括的経済連携)はASEAN(東南アジア諸国連合)10カ国に日、中、韓、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6カ国が入って、ASEAN+6で交渉しているFTAだ。TPPの交渉は一番早く10年に始まったが、TTIP、RCEP、日・EUは13年から交渉している。このように広域FTAがこの数年で盛んになってきたのは、供給網グローバル化のためにFTAを結ぶのだが、バイでやっているのではうまくいかない。そこで主要国、特に日本、アメリカ、EUが率先して広域FTAを結ぶようになってきているわけだ。広域FTAの中で共通ルールができれば、グローバルな供給網との重なり部分が大きくなるというメリットがあるとお考えいただければよいと思う。

次にTPPの内容をざっと紹介すると、ここに挙げた30章の条文から成る大協定だ(図⑤)。その内容を整理して、サービスリンクコストの削減

(1) 供給網のグローバル化を支えるTPP

供給網のグローバル化を支えるTPPの規定

サプライチェーンのグローバル化に必要な政策	関連するTPPルール	TPPルールの貢献度
関税引き下げ	物品市場アクセス(2,3)	強い
貿易円滑化	原産地規則(4)、貿易円滑化(5)、透明性及び腐敗防止(26)	強い ルールの強度による・漸進的
非関税障壁の撤廃	SPS(6)、TBT(7)、国有企業(17)、ビジネス円滑化(22)、規制の整合性(25)	強い ルールがカバーする領域では強い 漸進的
ロジスティクスのハードインフラの整備	政府調達(15)、電気通信サービス(13)	市場アクセスの進展に依存
ロジスティクスのインフラサービスの供給	サービス市場アクセス(金融・電気通信を含む)(10-13)	市場アクセスの進展に依存
ビジネス関係者の移動の自由化・円滑化	ビジネス関係者の一時的入国(12)	強い
法制・経済制度の調和	電子商取引(14)、投資(9)、環境(20)、労働(18)、知的財産(18)、国有企業(17)	強い ルールがカバーする領域では強い

図⑥

左の列にサプライチェーンのグローバル化に必要な政策として関税引き下げ、貿易円滑化などの項目を並べている。真ん中の列にはそれぞれに関連するTPPルールを並べてみた。例えば、関税引き下げに

TPPの内容

TPPの条文構成

第1章 冒頭規定及び一般的定義	第16章 競争政策
第2章 物品の貿易	第17章 国有企業(SOE)及び指定独占企業
第3章 繊維及び繊維製品	第18章 知的財産
第4章 原産地規則	第19章 労働
第5章 税関当局及び貿易円滑化	第20章 環境
第6章 衛生植物検疫(SPS)措置	第21章 協力及びキャパシティビルディング
第7章 貿易の技術的障壁(TBT)	第22章 競争力及びビジネス円滑化
第8章 貿易救済	第23章 開発
第9章 投資	第24章 中小企業
第10章 越境サービス貿易	第25章 規制の整合性
第11章 金融サービス	第26章 透明性及び腐敗防止
第12章 ビジネス関係者の一時的入国	第27章 適用及び制度
第13章 電気通信サービス	第28章 紛争解決
第14章 電子商取引	第29章 例外
第15章 政府調達	第30章 最終規定

図⑤

「供給網のグローバル化を支えるTPP」として表にしてみた(図⑥、⑦)。

サブプライチェーンのグローバル化に 必要な政策	関連するTPPルール	TPPルールの貢献度
税制(法人税減免など)	ビジネス円滑化(22)	限定的
人的資源開発	サービス市場アクセス(教育、職業訓練など)(10-13)、協力及びキャパシティビルディング(21)	限定的
金融などの生産支持	金融サービス(1)	市場アクセスの進展に依存
サービスの充実	電子商取引(14)	強い
投資の自由化・円滑化	投資(9) ビジネス円滑化(22)	市場アクセスの進展に依存
許認可の迅速化・透明性向上	透明性及び腐敗防止(26)	漸進的
政府調達市場アクセス	政府調達(15)、電気通信サービス(13)	市場アクセスの進展に依存
知的財産保護	知的財産(18)	強い
競争政策	競争政策(16)、国営企業(17)	強い
ロジスティクスのハードインフラの整備	政府調達(15)、電気通信サービス(13)	市場アクセスの進展に依存
ロジスティクスのインフラサービスの供給	サービス市場アクセス(金融・電気通信を含む)(10-13)	市場アクセスの進展に依存
下請け産業の強化	投資(9)、ビジネス円滑化(22)	市場アクセスの進展に依存
産業集積の形成	投資(9)、ビジネス円滑化(22)	市場アクセスの進展に依存
法制・経済制度の調和	電子商取引(14)、投資(9)、環境(20)、労働(19)、知的財産(18)、国営企業(17)	ルールがカバーする領域では強い

図⑦

易円滑化に関しては原産地規則(4章)、貿易円滑化(5章)、透明性および腐敗防止(26章)が対応する。以下、さまざまなTPPの章が供給網のグローバル化を支える政策の手段として含まれていることが分かる。

一番右の列はTPPルールの貢献度で、関税引き下げでTPPの2章と3章の物品市場アクセスがあるとして、それは関税引き下げにどのぐらい貢献しているかという評価をしている。量的な評価は別途必要だが、私は経済学者ではないので、あくまで条文構成なり規定の内容から見た質的な評価だが、関税引き下げに関してTPPの2章、3章はかなり効く。貿易円滑化に関しては、原産地規制、貿易円滑化は貢献度が強いが、透明性および腐敗防止はルールの強度によるし、漸進的で、徐々に効いてくるかもしれない。现阶段の私

関しては物品市場アクセス(2、3)と書いて

この2、3は先ほどの章立ての数字に当たるもので、2章、3章が関連することを意味している。貿

の評価として、以下のように整理できるのではないかと思っている。

TPPの重要な点は貿易、投資の自由化ルール

TPPの内容のうち、重要と思われるポイントだけ紹介すると、まず貿易、投資、政府調達の自由化に関わるTPPのルールがある。貿易、投資の自由化は関税を引き下げるという約束だが、日本の主要な農産品自由化約束については後の「TPPで日本はどう変わるか」のところでも触れるので割愛する。

関税に関しては、「重要5品目について守ったようだが、何年かすればまた交渉しなければいけないのではないか」ということが国会でも話題になつてはいるが、確かに発効して7年目以降は関係国の要請があれば再交渉に応じなければいけないという規定になつてはいる。

牛肉、海産物など、農林水産品で日本が輸出できる関心の高い品目について、TPPの交渉相手国がかなり自由化の約束をしている。こういうことも、あまり報道されないが、重要なところだと思ふ。

米のピックアップ車の税撤廃は30年後

工業製品の関税引き下げは非常に高い水準だ。自動車に関して、アメリカはガードが堅くて、特にピックアップトラックというアメリカ人が好きな車の現行税率は25%だが、TPP交渉の結果、この税率を29年間維持して30年後に撤廃することになった。予想されたことではあるが、私はその

撤廃を生きながら見届けることはできないわけだ。オーストラリアやベトナムは日本と個別に経済連携協定を結んでおり、それ以上の自由化の約束をしたので、輸出機会があるかと思われる。TPP交渉と並行して日米自動車協議が行われた結果、アメリカ側は日本市場への参入を念頭に置いて幾つかの規定を設けている。

サービス貿易と投資の自由化に関しても、マレーシアやベトナムが新たに門戸を開いたと言われている。流通関係で日本が強いコンビニとか小売業、あるいは金融関係の自由化が約束されたことは大きいと思う。特にマレーシア、ベトナムなどに日本の金融機関が出ていくようになると、その金融機関の助言を得られる中小企業の進出につながるのではないかと期待される。

政府調達にはブルネイなどが経過措置後に撤廃

政府調達の分野では、これまで全く開いていなかったブルネイ、マレーシア、ベトナムの3カ国について、一定の経過期間を置いてではあるが、段階的に自由化するという約束が入った。政府調達というのは国の機関による財・サービスの購入ということだが、日本が成長戦略で力を入れていくインフラ投資、インフラ輸出に関わる部分があるので、その面でチャンスが広がると思われる。

次の大きな柱は貿易円滑化とビジネス円滑化だが、ここでは原産地規則の累積が認められたということが重要だ。複数のTPP締約国にまたがって生産したものは、まとめてTPP原産としてTPP関税率の適用が受けられる。これはTPP締

約国にまたがって供給網を展開している企業にとってはメリットの大きい規定だ。

サービスリンクコストの削減では、ビジネス関係者の一時的入国、ビザの発給条件や滞在期間、本人の家族（配偶者、子ども）に対しても同じ条件で滞在が認められるなど、幾つかの成果があった。

競争力とビジネス円滑化という枠組みもできた。これは即効性の影響があるというよりも、今後TPP締約国の間で、企業その他の利害関係者も含めてビジネス円滑化を話し合うフォーラムができたという意味合いがある。

深い統合ということでは、さまざまな国内規制に関するルールの調整・調和が進む、あるいは透明性の向上が重要で、TPPの真骨頂はこの部分だと思う。

食の安全、輸入止める国に協議申し込み可能に

衛生植物検疫措置は簡単に言えば食品の安全基準で、WTOのルールをベースにしながら、関係国間で技術的協議をする。何か検疫上の理由で輸入を止める国があった時に、「なぜ止めるんだ、科学的根拠を出してくれ」とその国に協議を申し込んで、バイの交渉ができるようにする仕組みで、かなり重要なものだ。オーストラリアは日本の牛肉に関する関税をかなり下げているが、2001年、狂牛病問題が発生して以来、検疫を止めて、日本の牛肉は一切入れていない。そういった場合、バイの協議をやって科学的な根拠を求めていくことは大きな打開策になると思う。

シンガポール閣僚会議で投資の問題をドーハで行おうとして、駄目だと言ってはねられたが、この投資に関する協定をアメリカが要求して、かなりハイスタンダードな自由化の規定が設けられた。電子商取引の分野はWTOでも扱っていないが、まとまった国際ルールが確立していないが、これに関してもハイスタンダードなものが合意されている。

国有企業に関しては大きく三つのルールが入った。一つは、国有企業が行う物品・サービスの購入と販売に当たっては、もっぱら commercial consideration（商業的考慮）に従ってやる。二つ目は、物品・サービスの購入と販売に当たって他の締約国企業を差別してはいけない。三つ目は、国から補助金を受けた国有企業が他国に輸出したり、サービスを提供する時は厳格なルールに従う。ただし、ベトナム、マレーシアをはじめ、多くの国有企業を抱えている交渉参加国がいるので、ルールの例外を国ごとにリストアップして認めるという形で妥協が図られた。

医薬品試験データの保護期間でもめる

知的財産に関してもTPPはWTOのルールをかなり超える内容を含んでいる。TPP交渉が最後までもめたのは医薬品試験データの保護期間で、アメリカの新薬メーカーは12年を強く要求したが、最終的には現状の5年+3年、8年で妥協が図られた。また、著作権の保護期間が50年から70年に延長されている。

メディアではあまり報道されないが、透明性と

腐敗防止については、賄賂を受ける側も出す側も犯罪として取り締まることが義務付けられた。適正にやらない場合、その国に対して協定違反だとして訴え、是正させることができるという規定だ。環境と労働の章で、国際的な環境保護とか国際的な労働基準をきちっと守らなければいけないという規定が入っている。日本がこれまでに結んだ経済連携協定（EPA）には全くなかったもので、アメリカの意向が強く反映されている。仮にこのTPPがスタンダードになるとすれば、かなり重要だろうと思う。

以上、内容をざっと紹介させていただいたが、第3部「TPPで日本はどう変わるか」という日本の本題に移りたい。

日米の批准が絶対条件

まずTPPがいつ発効するのか。発効までの工程表を見ると、署名する少なくとも1カ月前に通告しなければいけないことになっているが、10月5日のTPP閣僚会合で大筋合意が発表され、根回しがようやくまとまって11月5日、オバマ大統領がTPP署名を議会に通告した。現段階のTPPのテキストは現在、最終的な条文のチェックを行っているので変わる可能性がある。署名までの間に条文をきれいにするスクラビングという作業を行った上で、最短で来年2月3日に署名されたとして、その後、12の締約各国が持ち帰って国内手続きを進める。日本の場合もそうだが、通常、国内法をかなり変える必要があるので、実施法案も含めた国内手続きをして、それで批准となる。

発効要件として、TPPでは三つのケースを想定している。一つ目は、署名後2年以内に12カ国全てが批准した場合は、最後に批准した国の批准通告から2カ月後に発効する。2年以内に12カ国の批准がそろわなかった場合、二つのケースが想定されていて、一つは13年の国内総生産（GDP）で全12カ国の85%を超える6以上の国が批准した場合、署名後2年+2カ月で発効する。2年以内にその条件が満たされなければ、85%を超える6カ国の批准という条件が満たされて2カ月後に発効する。なお、13年のGDPで、アメリカが60・6%、日本が17・7%だから、どちらが欠けても85%に達しないので、日米の批准が絶対条件になる。

米で、民主議員に根強い反対

さまざま報道されているように、アメリカ議会ではTPPの内容に関して、特に民主党系議員の反対が強く、クリントン大統領候補もそのようだ。共和党議員は基本的にプロビジネスだが、医薬品データ保護期間12年を主張していたのが5年プラス3年しか認められなかったことに對する不満から、共和党系議員からも不満が出ていていると聞いている。

しかも、来年は大統領選挙の年でもあり、来年2月に署名した後、適時に批准できるかどうかの問題だ。7月、アメリカの議会が夏休みに入る前に果たして批准できるか。それ以降、政権はほとんどドレームダック（死に体）状態になっている年末までの間にできるのか。それを外すと、新大統領

領が選ばれて、新大統領の下でもう一度仕切り直してやることになる。そうなると17年以降になるわけだが、夏休み前にまとまる可能性はかなり高いと私は知り合いのワシントン消息筋から聞いている。もちろん予測の域を出ない話だが、日本は通常国会にかけて批准するというので、夏休み前に日本の批准が完了することは間違いない。アメリカが順調に批准して、2年以内に12カ国が批准すれば、18年にはTPPが実際に効力を持つことになる。

それで日本がどう変わるのか。成長戦略の柱でもあり、TPPで日本は変わるんだと、アバウトに言われているところがあるが、本当にそうなのか。日本がこのたびTPPのメンバーになって、しかもそれが発効したことによって、日本の国内の規制とか制度がどのくらい組み直しが必要になるのか。この辺りはよく考えないといけない。

日本はWTOの加盟国であり、EPAは既に15結んでいる。WTOなりEPAに基づいて、既に実行している国内の規制改革もある。TPPがそれに真水部分でどれだけ上乗せの規制改革を求めることになるのか見る必要がある。TPPの規定の中で真水部分がどこなのか。真水部分だが、既に織り込み済みで実行しているものもあり、私の見立てでは日本の国内制度への規制はかなり小さいとみている。

国有企業に関しては日本郵政への影響がさまざま報道されるところで、確かに日本郵政は適用の対象だ。最近上場したが、まだ政府の保有株式は50%を超えているので、「国有企業」の要件は満

たす。

しかし、「外国企業に対して無差別待遇を与えなければいけない」ということでは、アメリカのアフラックなどの保険商品をかんばんの商品と並べて郵政の窓口で扱うようにする。これは日本がTPP交渉参加を決めた13年2月時点の日米合意の中で既に織り込まれて実行している。従って、民営化後の日本郵政の事業活動がTPPによって何か影響を受けるとは考えにくい。

漁業補助金に大きな影響

影響が大きそうだと思うのは環境の章に入っている漁業補助金で、乱獲につながるような漁業補助金は漁船の整備や更新に対しても出せないという規定があった。それを文字通り受け入れると大きな変更になり得たのだが、日本がかなり頑張つて、サンマやマグロなど、漁業資源保全プログラムを関係国と合意の上で実行しているということがあれば現行の漁業補助金は認めるという規定になったので、現在2000億円ぐらい出ている日本の漁業補助金への影響はほとんどないとみている。

影響が大きそうな法律改正は知的財産に関するもので、一つは著作権保護期間が50年から70年になったこと。一つ目は著作権侵害の非親告罪化で、これは、侵害を受けた著作権者が申し立てて初めて犯罪化されるのに対して、警察、検察が職権でびしびし取り締まりをやつてよいという規定で、これが文字通り実行されるとかなり大きな法律改正になる。ただし、クールジャパンとの関係

で懸念されていたパロディー作品や同人誌での先行著作物の盗用・模倣は対象外という規定になったので、あまり影響はないだろうとみている。

公的医療保険は対象外に

ちまたではさまざまな問題が言われている。例えば「食の安全・安心を守れなくなるのではないか」という心配があったが、SPS（衛生植物検疫措置）はWTOのルールに基本的にのっとっていくということなので影響はないし、個別に輸入を止めている国と協議する制度を設けたという意味では、むしろ安全性が強化される可能性がある。

「アメリカが医療サービス市場の開放を要求し、自由診療の拡大を狙って日本市場に入ってくる」と、混合診療が拡大して日本の公的医療制度が根幹から揺らぐ」として日本医師会が強く反対していたが、医療分野のサービス市場開放は今回のTPP交渉に盛り込まれなかったし、公的医療保険制度自体もTPPの対象外になったので、杞憂に終わったと言っよと思う。

ネット世論では「投資家と国家の紛争解決（ISDS）」という投資協定条項によって、日本の主権が侵害される」という主張がかなりあった。しかし、この種の規定を日本は既にたくさん国際協定の中に盛り込んでいる。日本が訴えられるとすれば、日本の規制や制度がTPPの投資の章の規定に違反した場合だが、それは考えにくい。日本の政府なり規制当局のスタンスとして、国際協定をいったん結んだら、それに違反するような規

制を新規に導入することはまずないので、心配する必要はないだろう。むしろこういうものを持っていることは日本企業が海外に出ていった時に非常に利いてくる部分があるので、恐るるに足らずと考えている。

政府調達に関して、市町村を含めて海外に調達を開放しなければいけないのではないかと心配もあったが、今回は地方政府レベルの調達の開放は交渉の対象にならなかったため、これも杞憂に終わった。

日本の国内農林水産業への影響も限定的だと思われる（図⑧）。TPP交渉参加まで、交渉中、そして今も国内では大きく政治問題になっていくが、重要な品目に関して言うと、基本的に現行のいろいろな輸入制限の仕組みを維持しながら、その枠内で若干の譲歩をしたという形での解決だった。

国内の農林水産業への影響は限定的

TPPIによる日本の主要な農林水産品自由化約束

品目	約束の概要	経過的SG
米	米・麦に輸入枠(当初5.6万トン、13年目以降7.84万トン)	無
小麦	米・麦・カナダに輸入枠(当初19.2万トン、7年目以降25.3万トン) 輸入枠のマークアップ(政府が徴収する輸入差益を9年目までに50%削減 TPP枠を前設(当初2.5万トン、9年目以降6.5万トン)	無
大麦	輸入枠のマークアップを9年目までに45%削減	無
砂糖	加糖調製品のTPP枠(当初9.2万トン、6~11年目以降9.6万トン)	無
牛肉	現行38.3%の関税率を段階的に9%まで削減(16年目以降)	有
豚肉	現行4.3%の従価税率を段階的に削減(10年目以降) 現行482円/kg・125円/kgの従量税を段階的に50円/kgまで削減(10年目以降)	有
乳製品	脱脂粉乳・バターのTPP枠(生乳換算で当初6万トン、6年目以降7万トン)	無
落花生	枠内10%を即時撤廃、枠外61円/kgを段階的に8年目までに15%削減	無
オレンジ(生果)	現行6~11月16%、12月~5月32%を4月~11月は段階的に6年目に撤廃、 12月~3月は段階的に3年目に撤廃	有
さくらんぼ	現行8.9%を段階的に6年目までに撤廃	無
合板	現行6~10%を発効時3~5%に下げ、16年目に撤廃	有
製材(SPF材)	現行4.8%を発効時(2.4%)に下げ、16年目に撤廃	有
水産物	鯉、鰻(現行7~10%を16年目に撤廃)、鯉、紅鮭、真鱈、ヒラメ、鯛など(現行3.5%~15%を11年目に撤廃)、マダマダグロ、鱒、銀鱈など(現行3.5%~15%を11年目に撤廃)	無

図⑧

た。農林水産業が壊滅的な打撃を受けるという声も聞かれ、それを裏付けるような農林水産省の試算もあったが、それは大幅に見直しが必要になるところ

で、その心配はないだろうと思っっている。むしろ「攻めの農林水産業」を考える必要がある。今後公表される国内対策の中では、とりわけ重要5品目の農業者を中心に、TPPの影響から隔離してサポートする対策が大きく取られるようだが、海外との競争を恐れて、ひたすら守るという政策をやっていたのでは日本の農業の将来はないのではないか。TPPによって輸出市場が広がって、そこを積極的に活用し、農業者に希望が持てるような政策を考えるべきではないか。

TPPで知的財産の中に「地理的表示」という新しい制度が設けられた。「夕張メロン」、「神戸ビーフ」、「薩摩焼酎」などを国が地理的表示として保護し、海外で偽って販売される製品に対しては取り締まりができるという仕組みで、今年の6月、既に国内で地理的表示法が始まっている。今、最初の受け付けが行われて、間もなく表示として公認されるものが出る予定だ。この制度を使って、品質の高い、ブランド性のある日本商品の海外販売を推進すべきだと思う。

SPSに関しては、オーストラリアが15年以上、日本の牛肉輸入を検疫で止めているが、それは本当に科学的な根拠があるのか、今度新しく設けた二国間協議の仕組みを使って検討する必要がある。TPP発効後参加すると言っている韓国も、福島原発事故以後、農産品の輸入を止めている。それらについても、科学的根拠の提示ということは大きな輸出促進策になる。

国内の規制制度への影響はあまりないと話したが、日本企業の海外事業環境にはTPPがかなり

(3) TPPは日本企業の海外事業環境を改善する

・TPPは日本の貿易相手国・投資先国であるTPP締約国にも影響を及ぼす特に、これまで高水準のFTAをあまり締結していない途上締約国(マレーシア、ベトナムなど)には大きな影響がある。

- ・関税の引下げ・撤廃
- ・原産地規則における累積
- ・貿易円滑化
- ・サービス貿易・投資の自由化
- ・ビジネス関係者の一時的入国
- ・政府調達市場の自由化
- ・高水準の知的財産保護
- ・電子商取引の共通ルール
- ・透明性と腐敗防止

図9

利いてくる(図9)。日本がどう変わるかというよりも、日本以外の締約国の変わり代の方が大きい。例えばこれまであまり高い水準のFTAを結んでいない

・TPP締約国で国内規制・制度の透明性が高まることは、これらの国と貿易・投資に従事する日本企業にとって、ビジネス環境の改善につながる。

- ・企業、特に中小企業がTPPを活用して輸出・投資を伸ばすように支援するしくみを設けることが大切。
- ジェトロTPP相談窓口
<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpo/contact.html>
- ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口
https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

図10

苦しむというアンハッピーな事態は減っていないかと期待している。このようにTPP締約国での事業環境の改善が高まれば、今までTPP締約

A 日経のバーグステン氏の記事は私も読んで、あそこで紹介されているのは根拠のある数字で、アメリカのブランダイス大学のピーター・ペトリ教授の研究グループが関税が下がることによる貿易増加の予測を出している。TPPの場合は関税だけでなく、サービス貿易が自由化されるとか非関税障壁になっている規制が変わることも数値化して、それで予測した結果を12年、バーグステン氏が元所長を務めていたワシントンのピーターソン国際経済研究所から100ページぐらいの冊子で出している。その中に盛り込まれている数字で、国際経済学者の間である種のシミュレーションをして、二国間の協定であれ、多国間であれ、与えられた条件の下で関税が下がった場合、非関税障壁が下がった場合、どれぐらい効果があるのか計算した、その数字を使っているものだ。

私もその本を買ってざっと読んだ。私自身はそれに対して評価できる立場にはないが、12カ国のTPP参加国の中で日本がかなり大きな数字をもっている。日本以外の国、ベトナムが特にそうだが、自動車の関税が非常に高い。それが劇的に下がると言うことがあるので、日本企業にとって輸出環境は相当改善すると思う。投資も、非関税障壁が下がるとか腐敗防止が利いてくることなどで、かなり伸びると言っている。そういう決まったものを織り込むとこういう数字になるということ、決していいかげんな数字ではないと思う。

Q 交渉の最終段階まで難しいのではないかと、いう報道が多くて、疑う人が多かったと思うが、最終的にケリがついた最大のきっかけ、決め手は

マレーシアやベトナムなどはここに並べたような制度による影響が大きく、日本企業のグローバルなサプライチェーンの重要な構成要素になっている国々であることから考えれば、それは日本企業にとっては事業環境が良くなることだと思える。次に「透明性と腐敗防止」(図10)だが、相手国政府当局者から賄賂を要求されることはビジネスの現場である意味常識になっている。しかし、特にアメリカはそういうことに厳しくて、「外国公務員腐敗防止法」によって処罰される。例えば、日本企業がベトナムで払った賄賂について、日本企業のアメリカ拠点を通じて日本企業にアメリカの法律が適用されるということが現実起きてくる。そこは日本企業のコンプライアンスなり事業環境としても厳しかったのだが、このルールが入ることによって、現地社員が板挟みになって

【質疑応答の一部】

Q バージェステン元米財務次官補が日経にTPPのことを書いています。それによると、25年までに日本の貿易は年間1400億ドル、GDPは1000億ドル以上増える見通しだ。日本が最大の恩恵を得る国だと述べているが、この数字はそのまま真に受けてよいものだろうか。

どの辺にあったのかということが一つ。投資家対国家の紛争解決は、日本についてはあまり比重が重くないが、ニュージーランド、オーストラリアは重視したとおっしゃった。その両国と日本との違いは何かということが二つ目。三つ目は、日米で最後までもめたのはどこか。そして決め手となったポイントはどこで、両方がどういうところで譲ってOKになったのか伺いたい。

A 最初の質問は難しく、私は実際に取材したわけでもないし、今の時点で公にされていることとされていまいし、今があるかと思う。ただ、別に日本政府の肩を持つわけではないが、甘利大臣をはじめ、日本政府交渉団はかなり貢献したかなと思われ節はある。

一番まとまらなかったのは、知的財産権の中の医薬品テストデータ保護期間の問題だ。新薬の特許が取れて、安全性の治験をした結果のデータがあれば販売認可が下りるわけだが、そのデータを新薬メーカーが開示しなければ、ジェネリックの医薬品メーカーは販売許可申請を出せない。それを12年間公開しないということは、「特許期間プラス12年」新薬メーカーの独占が続くことになる。

アメリカには新薬メーカーもジェネリック医薬品メーカーも両方あるが、政治力は新薬メーカーの方が強いこともあって、TPPの交渉がスタートした当初から「12年」を主張し、最後まで下げなかった。7月のハワイの閣僚会合が決裂したのも、そこがまとまらなかったからだと思う。

豪州、ニュージーランドは国内に新薬メーカー

を持つていないので、期間はなるべく短い方がいい。「現行通り5年だ」と粘った。日本は7月の閣僚会合の前ぐらいからアメリカに対して「少し要求を下げたらどうだ」と言い始め、「8年」という数字をどこかの段階で持ち出し、豪州・ニュージーランドとアメリカの間を取ろうとした。

9月末の閣僚会合では、2日ぐらいで終わるはずが、3日、4日、5日と延長になって、アメリカのプロマン代表はぎりぎりまで下げなかったのを、甘利大臣が「いいかげんにしろ」と叱り付ける格好で収めたようだ。新聞報道でも政府関係者に聞いても、甘利さんは頑張ったと言っており、最大のきっかけかどうかは分からないが、一番もめた点について日本はそれなりの貢献をしたと言えるのではないかと思う。

ISDSは、日本はそれほど問題ないと申し上げたが、豪州とニュージーランドが強く反発したのは、特に豪州は国内法で紙巻きたばこのパッケージの前面に「健康によくない」とか「害がある」という掲示を出すように定めている。それに対してアメリカのたばこメーカーが「自分たちがデザインしたパッケージの銘柄や商標が消えてしまう。それは商標権の侵害だ」と訴えた。知的財産権も投資の章でカバーされる部分で、豪州が香港と結んでいた投資協定に基づいて、ISDSでアメリカのたばこメーカーが訴えたわけだ。豪州としては公衆衛生とか健康の保護という重要な公政策目的で規制したのに、ISDSで多額の賠償金を求められることになったので非常に反発して、そもそもISDSは結ばないという方針でT

PPの交渉に臨んだ。豪州はその前にアメリカとの間でFTAを結んだのだが、そこではその主張でISDSを落とした。TPPでも最終段階までその主張が聞かれたが、最終的に「たばこに関する健康規制の事柄はISDSの対象にしない」という条項が入った。交渉関係者は「たばこカーブアウト」と言っていたが、それは豪州の要求で入れたもので、豪州もそれ以外なら別に構わないという妥協が成立して、ISDSの挿入に同意したという経緯がある。

日米の間で最後までもめていたのは何かという三つ目のご質問だが、農産物では、コメの輸入枠について、当初5万6000トが、最終的に7万8000トで落着く。牛肉、豚肉もアメリカの関心品目だったが、最終的に数字で落とすところを見つけて決着させたということではないかと思う。

自動車関係も高い関心事項で、アメリカは自国市場に日本の自動車を、特にトラックに関してはこれ以上入れさせたくない。それはTPP交渉に参加する時点の13年2月の日米合意でアメリカの要求を入れる形の一札を日本は入れたので、それ自体は争点にならなかった。

むしろ日米並行協議の結果として、透明性基準、「輸入自動車特別取扱制度」(PHP)、土地利用規制、特別セーフガード、この中でアメリカが一番取りたかったのは基準に関して、具体的には側面の衝突安全性とか、かなり重要な基準に関して、日本は国際基準に合致しない独自の基準を持っているし、アメリカはアメリカでまた独自の

基準を持つている。数字とか基準だとか、日米が完全にイコールではない。しかし、アメリカ基準が日本基準と同等であることを認めれば、そのアメリカ基準を満たすアメリカの車は日本基準に適合しているということで、日本でも一度、型式認証とか適合性評価を受けなくても取れる。簡単に言うと、日米で基準が違っていても、同等と認めて、そのまま輸入させるということだが、ここがかなりもめたところだ。

結局、「認める」ということではなくて、「国土交通省が認めれば、そう認める。国土交通省が認めるかどうかは今後、ケース・バイ・ケースで判断する」という、日本は根を捨てて実を取ったのか、実を捨てて根を取ったのか、要するに継続審議ということになると思う。日本市場にアメリカの自動車が入らない理由は一体何なのか、日米で見解の相違があると思うが、日本基準に合わせない車でも売れるようにするという筋をつくったことは、アメリカ側にとっては得点だったと言えるかもしれない。

Q TPPが保護主義的なブロック経済の枠組みではないという根拠として、新しい参加国を受け入れていくということと、ドミノ効果でTTIPとか日・EUのFTA交渉がどんどん促進されるだろうということと、この二つが言われているが、現実問題として、途上国はほとんど交渉に入っていないし、ブラジル、インド、中国などの新興国も入っていない。しかも、途上国や新興国はそれぞれ、FTAよりも強力な関税同盟をほとんどつくっていて、90数パーセントが関税同盟に入

っている。そういう新興国や途上国を今後TPPに巻き込んでいくためにはどういうことがポイントになるか。

A 今日、私はもっぱらTPPにフォーカスして、TPPでどう変わるかということを示し上げたが、今ご指摘のように、TPPが大筋合意したということ、ある種のチェーンリアクションが今起きていて、事態は流動的で、今後いろいろなことが起きてくることになろうと思う。

具体的に、例えばインドネシアがTPPに入りたいと名乗りを上げたのは若干意外感があったが、韓国はその前から入ると言っていて、既に予備折衝を始めている。タイ、フィリピンも、アジア太平洋経済協力会議(APEC)の集まりで正式に加盟表明した。日本はそういった新規の加盟に対しては積極的に支援し、サポートしていく。

TPPが拡大して行って、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に広がっていく可能性があるので、今回のAPECの閣僚宣言も微妙なところで、FTAAPができるためには中国とロシアが入らないとAPECとしては完結しない。

台湾は早くから入りたいと言っているが、それも中国抜きで台湾どうぞと言えるかという問題がある。

ここはこれからの外交的な仕掛けどころだろうと思うが、ASEAN+6で、中国、インドが入っているRCEPの交渉で、これまでは特にインド、中国は貿易自由化、関税引き下げについて低水準などで議論していたこともあり、あまり進んでいなかったが、ここに来て日本は「TPP

がまとまったんだから、関税も頑張ろうよ。ルールに関してはTPPルールをモデルにしないと意味ないよね」と言い出して、それに対して中国はどういう対応をしたものだろうと考えているところだ。

一方でブラジル、インド、中国で言うと、インド、中国は今後のTPPの動き、RCEPの動きの中で局面が流動的になっていて、中国がTPPに加入申請することも考えられなくはない。その前提として、TPPなだれ込み現象のような流れがつかれるかどうか大きいと思うが、まずはTPPが早期に発効することが前提で、それがアメリカの国内政治で揺らぐようだと分らないと思う。

ブラジルに関しては、関税同盟の南米南部共同市場(メルコスル)をつくっていて、関税同盟なのでブラジル一国で勝手に自由化交渉できなくて、メルコスルとしての交渉をするしかないという建前になっている。しかし、メルコスルの中で、アルゼンチンなどは全くそういうスタンスではない。

最近、ブラジルの経済団体と日本の経団連が共同で「日本とブラジルの自由貿易協定を交渉すべきだ」という宣言を出したが、そこで何らかのブレイクスルーが生まれれば変わってくる可能性はあるかもしれない。ただ、現行のメルコスルを前提に考えると、ブラジルは難しいというのはその通りだと思う。

(本稿は11月18日に行った講演内容を要約、一部加筆した)

パリ同時多発テロ

欧州全体に深刻な影響、統合原理揺るがす 予備軍の若者たちへの対策を

小林 恭子ぎんこ

(在英ジャーナリスト)



2015年11月中旬に発生したイスラム教スンニ派過激組織「イスラム国」(IS)によるパリ同時多発テロは130人の死者を出した。フランスにとつて、01年9月11日の米国大規模同時テロに相当する大事件だったといわれている。オランダ仏大統領は「対テロ戦争」を構えることを宣言した。パリのテロはフランスばかりか、欧州全体にさまざまな影響を及ぼしている。本稿では、テロ後の状況を12月上旬の視点からまとめてみた。

実行犯のプロファイルとは

パリのテロを手短かに振り返ってみる。

昨年11月13日午後9時すぎ、パリ市内の複数のレストラン、バタ克蘭劇場、郊外サンドニ地区にあるスタジアム、スタッド・ド・フランスなど5カ所で、ISシンパの数人が銃を乱射、自爆テロなどを実行した。バタ克蘭劇場では複数の実行犯が観客を人質に立てこもり、89人を殺害した。翌14日午前零時すぎ、フランス警察の特殊部隊が劇場に突入し、被害の波及を食い止めた。

18日、主犯格とされるベルギー人アブデルハミ

ド・アバウド(28歳)が潜伏していたサンドニのアパートを、特殊部隊が包囲、銃撃戦となりアバウドは死亡した。

これまでの調べによると、実行犯は少なくとも9人(全員が男性)。3班に分かれたグループは、それぞれが自爆テロ用のベストを着用し、ライフルを手に入っていたという。

BBCの報道(11月末)によると、スタッド・ド・フランスの実行犯は3人で、ブリュッセルに在住していた20歳のフランス人アーマド・アルモハマド、シリアのパスポートを持ち、偽装難民としてギリシャから欧州に入ったとみられるピラル・ハドフィとM・アルマーモドだ。全員が自爆テロで命を落とした。

バタ克蘭劇場のテロは別の3人が実行し、全員が自爆テロで亡くなった。29歳のアルジェリア系フランス人オマル・イスメイール・モステファイ、28歳のフランス人サミー・アミモル、もう1人の身元は不明だ。

バーやレストランなどで銃撃を行った3人はブリュッセル在住の31歳のブラヒム・アブデスラム

(自爆テロで亡くなった)、主犯格といわれるアバウド(死亡)、この他に身元が明らかになっていない別の人物が関与していたという。

ほぼ全員が移民第二(あるいは第三)世代だ。10番目と11番目の実行犯になる可能性があったのが、指名手配中のサラ・アブデスラム(26歳)とマハメド・アブリニ。サラはレストランで銃撃したブラヒム・アブデスラムの弟になる。

フランス警察は、一連の攻撃開始から数時間後に、ベルギーとの国境に近い場所でサラが乗っていた車を少なくとも一度は止めていたものの、「問題なし」として通過させていた。

アブデスラム兄弟と主犯アバウドはブリュッセルのモレンベーク地区の出身だ。この地域は欧州の「過激派の温床」ともいわれる場所で、人口の8、9割がイスラム教徒。失業率は約25%(若者層は40%)に上るといえる。

わが身にも起こり得るテロ

パリのテロの様子は世界中のメディアを通じて報道されたが、最も衝撃度が高い地域はやはり欧州であった。

欧州市民にとつて、パリは心理的および物理的に非常に近い。知人・友人や親戚が住んでいる、あるいは自分が行ったことがある場所である。また、電車や飛行機で短時間で行ける都市でもある。わが身とつながっているパリのテロは人ごとではなかった。「自分が住む町でも、いつ同様の

テロが発生してもおかしくはない」、そんな思いを多くの市民が持った。

昨年年頭に発生した仏週刊誌「シャルリ・エブド」本社でのテロ事件とは全く異なる。同誌の風刺画家などはイスラム教の預言者ムハンマドを「冒とくする」風刺画を掲載したためにイスラム教過激派シンパの兄弟に殺害されたが、今回は普通の生活をしている市民が襲われたからだ。

14日、オランダ大統領は一連の犯行を「テロ事件」と断定した。間もなく、ISが犯行声明を出した。

パリが緊張を高める中、ベルギーでも共犯者の捜査に力が入った。ブリュッセルはテロ警戒態勢を最高水準の4に引き上げ、街中のあちこちでは武装兵士や警官が警戒に当たった。主犯格アブデルハミド・アバウドが18日に仏サンドニで特殊部隊に殺害されるまで、新たなテロの脅威は消えなかった。12月上旬時点で、サラはまだ捕まっていない。他にも実行犯であった人物がいる可能性があり、緊張関係が完全に解かれたわけではない。

揺れるシェンゲン協定

欧州市民の恐怖感・緊迫感を背景に、人、モノ、サービスの自由な行き来を目指す欧州連合(EU)の基本原則を揺るがすような事態が生じている。

ドイツ、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、デンマークといったEU加盟国に加えてア

イスラランド、スイス、ノルウェーなど非EU加盟国を含め26カ国が参加するシェンゲン協定は、参加国の市民であればパスポートの提示をせずに域内を出入りできる取り決めだ。EUの主要国の一つである英国は参加していないものの、統合欧州の象徴だ。

パリのテロで、シェンゲン協定の将来が危うくなってきた。

ここ2、3年ほど、欧州は北アフリカや中東からやってくる難民の流入に悩まされてきた。背景にはアラブ世界で広がった反政府運動「アラブの春」(11年)以降、弾圧や迫害から逃れるために自国を出る人が増えている現実があった。シリア内戦の長期化で、シリアからの難民が大きな比重を占める。

シリア難民の中に聖戦戦士が混じっているのではないかという声が出る中で、パリのテロ実行犯とみられる人物がシリアの偽パスポートを用いて難民として欧州に入ったという報道が出た。「やっぱりそうだったのか」という印象が欧州内に広がった。

今回のテロ実行犯らはフランスとベルギー両国に住んでいた。パリのテロ当日の夜、オランダ大統領は容疑者の逃亡やテロリストの入国を防ぐために国境を封鎖する、と述べた。フランスがシェンゲン協定に沿って廃止していた域内での出入国管理を復活させると、国境を接するベルギーも同様の措置を取った。

パリのテロとは別の流れになるが、15年に約100万人の難民を受け入れたとされるドイツや、他の一部EU加盟国では、流入急増に対処するため一時的に国境検査を再導入している。

EUはシェンゲン圏の国境検査を厳格化する改革案をまとめる方向に入った。これまでは域外から来る非EU国民に対してのみ、データベースを使ってテロや犯罪歴の照合を行ってきたが、今後はEU加盟国民に対しても行う可能性がある。

ここ数年、ギリシャの債務危機に端を発した混乱がユーロ圏を揺さぶった。EUの共通通貨ユーロへの懸念、対処し切れない難民問題、そしてシェンゲン協定の事実上の破綻は、統一体としてのEU自身のほころびのようにも見えてくる。

IS一掃のための「戦争」の余波

パリのテロによる余波として強化されたのがIS一掃のための戦いだ。

テロ後に「戦争」宣言をしたオランダ大統領は、IS討伐のための軍事行動や国内外の警備活動に大きく予算を充てることを決めた。テロ発生から2日後の11月15日、フランス軍はシリア北部ラッカにあるISの拠点を空爆。既に9月から空爆を行っていたが、テロ後はこれが初であった。国内には非常事態体制を敷き、集会の自由に制限を付ける他に、警察は裁判所の令状なしに家宅捜査を行うことができるようになった。

ISはイラクとシリアで支配地域を広げている

が、有志連合を率いる米軍がイラク政府の要請を受けて対IS攻撃としてイラク領内の空爆を始めたのは、14年8月だった。ちなみに、米政権によれば、有志連合には軍事行動には参加せず経済支援をするだけの国も含め、約60カ国・地域が参加。この中には日本も入る。その後、有志連合はシリア領内へと空爆の範囲を拡大した。

フランスは14年9月、米国に続いてイラクへの空爆を開始。1年後には空爆対象をシリア領に拡大させた。シリアでIS拠点の空爆を行えば、西側諸国と対立するアサド政権の延命に通じるとしてシリア領への空爆にはちゅうちょしていたフランスだったが、シリア難民が急増したことで、根本的な解決のためには情勢の安定化が必要と考えた。15年のパリ・テロ後、空爆強化を決めたフランスは主力空母シャルル・ドゴールを投入し、シリアとイラクの両国で12月上旬までに30回以上の空爆を実施した。

オランダ大統領領が欧州各国の首脳陣に対IS攻撃での協力を求めた結果、英国やドイツが動き出した。

英国は14年9月からイラク領での空爆に参加した。しかし、アサド政権の延命を避けたいという、フランスと同様の事情や米英が中心となつて開戦したイラク戦争（03年）が間違つた諜報情報（ちやうほう）に基づいた間違つた戦争という認識が国内に根強いため、シリアでの対IS攻撃には消極的だった。しかし、15年8月、無人機ドローンを使った

空爆でシリア領内の英国人IS戦闘員2人を殺害。シリア領での初の空爆である。殺害された2人のうちの1人は「ジハーデー・ジョン」というニックネームが付いた男性で、日本人の後藤健二さんを含む人質を殺害した人物といわれている。

英下院は12月2日、シリア領に空爆を拡大させる政府議案を可決した。翌3日、キプロスの英空軍基地からシリアに向けて戦闘機を送った。「同盟国からの要請があった」、「英国をより安全にする」、「国連安保理決議がISによるテロ防止に「あらゆる必要な手段を取る」としたこと、「合法性がある」と判断した——などが可決の主な理由となった。

直接の軍事作戦には消極的だったドイツも、フランスの要請を受けて、方針転換した。12月4日、ドイツ連邦議会は偵察任務に当たるトルネード戦闘機やフランスの空母を護衛するフリゲート艦1隻、空中給油機、最大1200人の兵士などをシリアに派遣することを承認した。派遣期間は1年間。空爆そのものには参加しない。

米主導の有志連合によるISへの軍事作戦は、イラクとシリアの両国で参加する国が米国の他に英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ、ヨルダン。シリアのみはバーレーン、サウジアラビア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）。イラクのみはベルギー、デンマーク、オランダとなった。

有志連合とは別に、IS討伐のための軍事作戦

を行っているのがロシアだ。勢力を拡大するISに追い込まれたアサド政権から要請を受けて、昨年9月30日から空爆を始めた。

シリアはアサド政権、反政府勢力、ISが入り乱れた内戦となつているが、ロシアの参加で状況はさらに複雑化している。米主導の有志連合側は、ロシアがISのみならず、反政府勢力も攻撃していると主張している。非ISの反政府勢力は一丸となつてはおらず、時にはISを支持し、時には反ISにもなるともいわれており、さらに状況は混沌としている。

複数の国によるIS空爆で、いつかは衝突事故が起きるのではないかと懸念があったが、これが現実化したのが11月24日。トルコとシリアの国境地帯で、トルコ軍の戦闘機が「領空侵犯した」ロシア軍の戦闘機を撃墜したからだ。ロシア人操縦士1人と救出任務に当たった海兵隊員1人が死亡した。トルコはロシア機が警告を無視して領空侵犯を続けたと主張し、謝罪を拒否。ロシアは領空侵犯も警告もなかったと反論している。

ロシアのプーチン大統領は同月30日、トルコによるロシア機墜落はトルコがISとの石油取引を守るためだったと主張した。トルコはこれを否定している。有志連合側にとって、シリアと国境を共有するトルコはシリア難民の欧州流入を防ぐため、そしてIS一掃のためにも協力が欠かせない相手だ。ロシアとの争いが過熱しないよう、沈静化を求めているが、ロシアは既に食料品の輸入制



撃墜されたロシア軍機 (AA/時事通信フォト)=2015年11月24日、トルコ南部ハタイ県

限や査証なし渡航の打ち切りなど、制裁を実施している。

パリのテロの帰結として強化された対ISの空爆作戦は欧州や中東の国際関係にさまざまな波紋を広げている。

解決を待つ課題

テロ発生後、幾つかの課題が見えてきた。

まず、事件の全貌がまだ解明されていない。パリあるいはブリュッセルにいた実行犯グループの他に共犯者がいなかったのかどうか。

シリアについては、複数の国が参加することで空爆が新たな衝突事故を生み出す可能性もある。さらに大きな問題は空爆後の計画が漠としている点だ。空爆のみではISを一掃できないというのが軍事関係者の大方の認識であるため、いつかは地上戦が始まる。どの勢力がこの役目を果たすのか。

IS勢力が一掃された場合でも、空白を埋めるのはどの勢力なのか。例えば英国の場合であれば、与党が選挙に負ければ、代わりに政権が取れる野党が存在する。シリアの場合、国民の大多数が信頼する政治勢力が出現する可能性はあるのかどうか。アサド政権を強化するだけになりはしないか。ISが消えた後の空白に新ISが生まれる可能性はないのか。

また、欧州市民にとって最も重要な点は、最終的には自国で「安全な暮らしができるかどうか」であろう。この文脈でいえば、かつてはアルカイダ、今はISに心酔し、自国内でテロ活動に走る若者たちをどうするか、そうした行動に向かわせないようにするには、どうしたらよいのか。

オランダ大統領の「テロの戦争」宣言は勇ましいが、ISに引き付けられないようにするための努力はほとんど報道されていない。こわもての手段は、イスラム教徒の国民の一部からむしろ反感を買っているようだ。仏内務省によると、11月中旬のテロ以降、非常事態宣言下にあるフランスでは、家宅捜査が2200件以上実施された。26

3人が事情聴取を受け、330人が自宅軟禁状態、3つのモスク（イスラム教の礼拝所）が閉鎖された。米独立系ウェブメディア「デモクラシー・ナウ」の取材を受けた、フランスの反イスラムフォビア組織のヤッサー・ルアティ氏は、警察当局が家宅やモスクに突然やってきて、乱暴に捜査する様子を語る（12月3日報道）。仏南東部ニースのある家では、捜査員らがドアに銃弾を放つて中に入り、もう一つのドアにも発砲したために銃弾の破片が中にいた少女の首の後ろに当たったという。その後で捜査員らは「家を間違えた」といって、去っていったという。「同様の例が多数ある」（ルアティ氏）。

欧州で生まれ育ったイスラム系青年がなぜISのシンパになって、テロリスト予備軍になるのかについては、さまざまな分析がなされてきた。移民2世あるいは3世として生きる中で「社会的に疎外されているため」という理由がよく挙げられている。ソーシャルメディアでの勧誘やメディア戦略にたけたISの吸引力も要因の一つだろう。

筆者自身に解決策があるわけではない。ただ、数年あるいは10年以上かかるかもしれない「対ISテロとの戦争」に大量の軍事力を投入する方向に各国が動く中、ISに引き付けられる若者たちの存在をどうするかにもリソースがもつと割かれるべきではないだろうか。テロ実行予備軍が国内あるいは近隣国にいるのに、遠くの国に戦闘機を飛ばす政策に割り切れないものを感じる昨今だ。

最近の日本外交 (2)

現状では手の打ちようない北方領土返還
沖繩問題は日本国家統合の危機 (下)

佐藤 優まさる
(作家・元外務省主任分析官)



【10月14日に行われた講演

(内容は前月号に掲載)の後の質疑応答の一部】

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

Q 日ソ領土交渉について、外務省の国際情報局長や駐イラン大使を務めた孫崎亨うつける氏がポツダム宣言との関係で論及されていたが、ポツダム宣言によって日本は制限されている部分があつて、それ故に日ソ領土交渉は本質的に無意味だという議論が日本国内にあるのか、それを報道する機関があるのか伺いたい。

A ポツダム宣言までさかのぼる必要はない。なぜなら、1956年の「日ソ共同宣言」によって、歯舞群島、色丹島に関しては平和条約締結後、日本に引き渡すことに関して双方の国家で合意し、双方の議会で批准しているからだ。日ソ共同宣言は国際的な拘束力を持つわけで、ポツダム宣言をオーバーライドしている。双方の国家が法的に拘束力を持つものは、今のところ、日ソ共同宣言だけで、戦後においては日ソ共同宣言が発点だ。それ以前にいろいろなことがあったが、日ソ共同宣言で1回リセットしているわけだ。

問題は、日ソ共同宣言がその後、ロシアでも日本でも、あまり都合の良いものではないと扱われたことだ。まずソ連に関しては、60年に日本が新安保条約を作った時に、「歯舞群島と色丹島の引き渡しに関しては、日本領土からの全外国軍隊の撤退」という追加条件を付ける。これについてソ連側は事情変更の法理と言っているが、51年の旧安保条約はもっと従属性の高いものだったから、それがある条件で作ったものに対して言うのはおかしい。

それに対して日本側の問題は、日本は何度も神話を作り変えている。まず51年のサンフランシスコ平和条約2条C項で千島列島と南樺太を放棄しているが、その千島列島の中には南千島、すなわち国後島、択捉島が含まれていることが吉田茂元首相の認識でもあり、国会で西村熊雄条約局長が明確に答弁している。それを55年、外務政務次官の森下答弁で変更するのだが、これはグロテスクだし、国際的に説得力はない。しかし、そこで「北方四島」という神話を作る、「固有の領土 proper land」と言えば、普通

「本土」だ。もともと、この「固有の領土」という神話は今、ロシアが使っていて、「クリミアは固有の領土である」と。これは日本から勉強したわけだ(笑)。

その後、93年の「東京宣言」では歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の4島の帰属に関する問題を解決して平和条約を締結することに合意した。日本外務省は「これで国後島、択捉島が入った」と言っているのだが、ソ連共産党の元書記長だったゴルバチョフが91年4月にやってきた時の「日ソ共同声明」で4島の名前が入っている。要するにエリツインはゴルバチョフが嫌いで、ゴルバチョフは過去の人だから、ゴルバチョフの話はなかったことにして、あたかもエリツインで初めて動いたかのごとく、誇大宣伝したわけだ。しかも、外交の世界は必ず、こっちが成果を取れている時は譲歩もしている。

皆さん、もう一回考えてみましょう。56年の日ソ共同宣言で、平和条約を締結したら歯舞群島、色丹島は日本に「引き渡される」わけだ。ソ連は「返還」とは言っていない。返還とは取ったものを返すこと、引き渡すとは引き渡すという事実だから、ソ連側としては合法的にソ連領になったものを日本にプレゼントする、日本側としては取られたものを取り返した。双方が国内で説明することについてはお互いコメントしない。こういう玉虫色解決だから、「引き渡し」ということになった。日本の立場からすれば、歯舞群島、色丹島の引

き渡しは平和条約ができれば決まるわけだから、国後島と択捉島の帰属に関する問題も解決して平和条約を締結する方向で頑張るべきだった。しかし、そんなことをロシアはのまないよという諦めから日本側も譲歩した。

北方四島に関する帰属問題の解決は、日本4—ロシア0、日本3—ロシア1、日本2—ロシア2、日本1—ロシア3、日本0—ロシア4という可能性がある。

いまロシア側に「日本0—ロシア4で平和条約を作りましょう。東京宣言違反じゃないですよね」と言われたら、これは違反ではない。ただし、「領土問題が存在しない」と言っているのは、領土係争は認めている東京宣言違反だ。

日本外交の獲得目標は、56年宣言で認めている歯舞群島、色丹島の引き渡しをきちんと確認することだ。「2島引き渡しについて確認してくれ」と言ったら、ゴルバチョフは「既にこの話は歴史のくず籠に入っているから確認できない。それは無効だ」と言っている。日本は驚いて、エリツインからその確認を取りたかった。それで細川護熙元首相が法律の細かい話でゴリゴリ詰めたら、土建屋で法律の話が嫌いなエリツインは「大統領が外務大臣と違うことを言うと思ってるのか」と怒ってしまった、本会議で確認しようとしなさい。記者会見の場で「56年宣言は含まれるのか」という質問に対しても、「その宣言も含まれるよ。それでいいだろう」としか言っていないので確認と

いうには弱い。

日本としては、最初は56年宣言と別で4島一括で何とか解決する方法はないかと秘密提案を考えた。外務省の条約局長や欧亜局長を務めた東郷和彦さんが『北方領土交渉秘録』で「その提案の原案を考えたのは佐藤だ」と書いたので、ますます言いにくくなったのだが、とにかく当時の日本外務省はいろいろ考えた。しかし、それをプーチンが断ったから、断った提案に固執しても外交上意味がない。それで今度は56年宣言をベースとして、歯舞群島、色丹島の引き渡しについて具体的な協議をしよう、森喜朗元総理の頃、私たちは目の子で2〜3年で返ってくると思っていた。2年で日の丸を立てて、実際にあそこが戻ってきて、インフラを整備すれば、国後島、択捉島のロシア人住民も日本返還に賛成する。

プーチンはそれで「われわれで考えてみる」と言った。何とかいけるなという感じになったところで、田中真紀子騒動が起きた。色丹島でしっかりインフラ整備をして、住民が「日本領になった方が幸せだ」という環境をつくれるならば、国後島、択捉島もそれに流れてくるというのがわれわれの読みだったが、その可能性はなくなってしまった。

官邸は恐らく、私たちが古く引き出しに入れていたこの案が今でも有効だと思っている。一回断ったのは有効ではないし、当時、日本は北方領土でインフラ整備を一生懸命行い、北方領土を日本

に引き寄せ、日本に依存する環境づくりという政策を取ったが、それは鈴木宗男疑惑以降やめてしまった。その意味では今、日本への依存はないから、引き寄せる方策もない。このままで交渉をやっても、「瑯瑠水道(北海道の納沙布岬と歯舞群島の水晶島の間の水道)で国境線を画定しよう」ということで吹き飛ばされてしまう。となると、ポツダム宣言で全部決まっているし、ロシアは国連憲章と言っているから、交渉してももう無駄だろうという意見が出てきかねない。こんな感じではないかとみている。

繰り返すが、外交交渉としては日ソ共同宣言からスタートして、プーチンも署名し、東京宣言と併せて日ソ共同宣言を認めているから、2001年3月のイルクーツク声明からスタートするというのが定石だ。

Q 今の状況では手の打ちようがないということですね。

A 今の状況では手の打ちようがないが、一つあるのはクリミア問題で、これは政策判断になると思う。ロシアがクリミアを併合するといいい、軍隊も派遣した、良くないやり方だった。しかし、クリミアの民衆が今のウクライナのネオナチも含んだ変な政権を恐れ、憎み、嫌っていることからすれば、民意に基づけばクリミアがロシアに行くことは間違いない。この現実をきちんと踏まえた上で、日本はクリミアがロシア領であることを明示的に認め、その方向でヨーロッパで働き掛け



名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しを正式決定し、記者会見する沖縄県の翁長雄志知事（時事）=15年10月13日、沖縄県庁

て、ウクライナの停戦メカニズムをつくるところに貢献すると同時に、日本は対口制裁を解除する方向でやると旗を振ることができれば、カナダは猛反発するが、イタリヤとドイツはそれについてくる可能性がある。もしそこまでのイニシアチブを発揮することができれば、北方領土はぐつと動く。ただし、その時は、日米関係、日米同盟への跳ね返りは相当大きい。

そこで、日本のオリエンテーションとして何を目指しているか、何のための領土問題解決かということだ。裏返せば、領土問題を解決しないで日

本がソ連とくつつかない方が良いと考えたのが冷戦構造下の外務官僚の本音だ。ソ連が本気で革命を日本の中で考えた以上、そういう考え方もあり得ると思う。

今、私が思うには、これからは地政学の時代で、地理的な状況は変えられない。中国との緊張はこれからますます増してくる。韓国との関係も決して簡単にはいかない。日本の周囲で関係改善できる可能性があるのはロシアだ。少なくとも太平洋地域においてはロシアは海洋国家化を目指していないので、提携の可能性はある。本当に国家オリエンテーションとしてそれをやるのなら、北方領土は動かせると思う。ただ、今の政権浮揚のためにやりたいとか歴史に名を残したいという安倍晋三首相の思いとかそんな感じでは、足元を見られて全く動かない。

Q 日本にいったん返還されても、住民投票でまたソ連に返ってしまうのでは意味がないと思う。

A その可能性はあるし、領土が本当に欲しいなら日本人が北方領土に移住しないとイケない。日本人が移住する体制をつくって、住民投票になってもひっくり返されない環境までつくる。領土を取り返すには、それぐらいの覚悟がないと無理だ。

Q 佐藤さんは以前から、沖縄独立論と受け取れるような考え方のようだが、沖縄についてはどのようにお考えか。

A それは受け取り方の間違いで、私の書いたものをきちんと読んでほしい。沖縄側のポジシヨ

ンは変わらないわけで、翁長雄志知事は「仲井真弘多知事を中央政府が脅し上げて無理やり承認させた埋め立てはやめさせた。あれは無効だから取り消した」と言い、これから法的な論戦に入るが、最大の問題は日本が沖縄の国家統合に失敗していることと、沖縄との関係においては差別が構造化されていることだ。日本で沖縄について話しても、あまり意味がない。99%の圧倒的多数派は1%が何を考えているか、その気持ちがよく分らないからだ。これはチェチェンとロシアの関係でも、バルト諸国とロシア人との関係でも一緒だ。

例えば沖縄に皆さんが旅行に行つて、民謡酒場で「辺野古の基地、どう？」と聞けば、「経済のことがあるから仕方ないね」とみんな答える。ゴルフに行つてキャディーに尋ねても、大体同じ答えだ。その人たちが県民大会に行っているわけだ。これは植民地支配の典型的なことだが、自分がよくも知らない圧倒的多数派の人が来た時に、その人たちが不快にすることを植民地の人間は言わない。

1952年にサンフランシスコ平和条約が発効した時点で本土と沖縄の基地の比率は本土90%、沖縄10%だった。72年の沖縄復帰の時点で本土50%、沖縄50%。現時点で本土が26・2%、沖縄が73・8%。どうしてそういうことになるかというと、まず50年代から60年代にかけては、日本国内での反基地闘争が激化したことを受けて、アメリカ軍の基地が当時日本国憲法が施行されていない沖縄に移った。普天間の海兵隊も、元は岐阜と

山梨にいた。さらに本土での基地は縮小されるが、沖縄では縮小されない。

ちなみに、いま安倍政権が鳴り物入りで言っている辺野古移設案、V字形滑走路は菅直人元首相が決めたことで、この菅政権の負の遺産が大変なことになっていいる。菅政権まではV字形を日米間で決めていないから、辺野古問題は深刻化してはなかった。ちなみに、イギリスですら支持していないウサマ・ビンラディンの殺害を先進7カ国(G7)で唯一支持したのも菅政権だし、消費増税10%もTPPも菅政権で始まっている。

第三者的に見た場合、菅元首相が考えたことを安倍首相が着実に整備しているのが日本の政治だから、民主党と自民党がケンカしても、基地が減るのは73・8%が73・1%、0・7%だけで、ほとんどが県内移設だ。しかも、今回の辺野古の新基地は航空母艦の横付けが可能になる。元防衛大臣の森本敏氏が閣僚になる前、『オスプレイの謎。その真実』の中で100機オスプレイが常駐できる体制をつくると言っている。つまり新基地の建設は機能強化だ。

平たく言えば、47人学級がある。かつて沖縄君は3日間、便所掃除だった。それが72年で2週間に増え、今や3週間だ。それを半日減らすと言うのだが、今度は廊下掃除もやれと言う。「なぜそうなるのか」と言ったら、「それは便所におまえの席が近いから」。これが地政学的要因だし、多数決では「46対1だ」となる。

沖縄君からすれば、これはたまらない。あんまりやっている私は転校させてもらう、自宅で通信教育で学習させていただく、そういう学校には行かないとなって、日本の国家統合の危機が来ている。これに関しては私は悲観している。このままでは流血になって、そこでどう考えるかということだ。

今の安倍政権の強さは難しいことがよく分らないことで、去年の閣議決定も何を書いているかよく分かってないはずだし、日口関係もどうなっているかよく分かっていない。分かっているならば、あんなことはできない。罪なのはそういうことが分かっている専門家集団で、「多少頭の回転が鈍いぐらいの方が、われわれは使いやすい」と思っている国家公務員試験合格者のような人間がいるとすれば大いなる勘違いで、そのツケは国民が払うことになる。

Q 大使や局長を務めた外務省OBで、現在の政治や国際情勢とは全く離れた発言をしている人がいる。天木氏とか孫崎氏とかだが、その方たちも大使をやっていたり局長をされていたわけでは……。

A そんなのは読むだけ時間の無駄で、変な元局長や元大使はたくさんいる。それだけの話だ(笑)。外務省OBで現役では東郷和彦さん、宮家邦彦さん、岡本行夫さん。亡くなった方で岡崎久彦さんも極右のイメージがあるが、『隣の国で考えたこと』を読めば分かるように、韓国に対する

まなざしはそんな変なものではない。要するに外務省の中にいた時もメインストリーム、外に出てからも一定の影響力を持っている人というのは限られるが、そういう人のものを読んだ方がよい。

天木さんは私のことをめっちゃくちゃに書いている。それはよいとして、「ヒズボラのナスラ議長に会った時、ワインを出したら私は飲まないんですと言われて驚いた」、このレベルの人間がレバノンの大使をやっていること自体、国家機密だ(笑)。

孫崎氏とは一緒に仕事したが、苦勞してようやくロシアの対外情報部とルートをつくって対外情報部の代表と会わせたら、「おまえに聞いたことを、あした米中央情報局(CIA)に話す」と言った(笑)。彼は当時、CIAべつたりで、こっちは大変なことになった。これではロシアとの情報提携はできない。次官に相談したら、「孫はイカレてるから外せ」と言われて、その後、情報関係の重要な話は孫崎氏を入れなかった。そんな感じだ。

Q 佐藤先生の本を読んでいると、ロシア、ソビエトにいた時に、おいしいウオツカを飲んだとか、ソビエトの人が好きなチヨコレートをマフィアに近いところの幹部からいただいたとか、料理の話もよく出てくるが……。

A おかげで食い過ぎてこんな体型になって、腎機能も40%ぐらいしか残っていない。透析にならないように気を付けないといけないと思っている。

メディアの評価に影響を及ぼす憲法論議

第8回「メディアに関する全国世論調査」(下)

菅原 琢
(東京大学先端科学技術研究センター客員研究員)

2015年は、一昨年の集团的自衛権を認める閣議決定に続いて安保法制が政治上の最大の争点となり、与野党間の攻防が続いた。この結果、戦後70年の節目という年に日本国憲法の存在が改めてクローズアップされることとなった。

憲法に対する姿勢は、政党や政治家の間だけでなくメディアの間でも大きく分かれる。特に新聞各紙は、自らの立場を社説等で明確にし、これに基づいて一連の記事が掲載される。このような扱いは他の政治的争点とは大きく異なっており、その良し悪しは別にして、憲法が戦後70年経過した現在でも日本政治を規定する重要な対立軸であることを、読者に伝えることにつながっていると言えるだろう。

そこで今回は、メディアと憲法をテーマとして分析を行うこととする。具体的には、人々の憲法問題への関心の変化、憲法改正への賛否とメディアに対する評価との関係、これがメディアに与える影響などについて考察していきたい。

憲法に限らず何らかの政治的争点の盛り上がりについては、メディアの中だけで起きているので

はないのかという疑いが常に生じる。そこでまず、この憲法改正問題に対する関心の高まりとメディアの関係について確認しておきたい。

広範囲で高まった憲法への関心

先月号の世論調査班による記事で報告されたように、14年に比較して15年調査では憲法改正問題に関する人々の関心は明確に高くなっている。「非常に関心がある」の22・5%から27・3%への増加、これに「やや関心がある」を合計した値の69・9%から74・9%への増加は、いずれも統計的に有意な、意味のある変化である。これらのデータからは、憲法改正問題についてメディアだけが騒いでいるのではなく、一般の有権者の間でも関心が広がっていたと述べる事ができるだろう。

次に、こうした関心の高まりがメディアの影響によるものかどうか考察してみたい。図表1は、一週間に新聞(朝刊)を読む回数別に、14年と15年の憲法改正問題に対する関心の割合を並べて示したものである。右の「一年間の変化」の三つの

図表1 新聞閲読頻度と憲法改正問題関心分布の変化

新聞閲読頻度	年	該当者数	憲法改正問題関心分布				一年間の変化		
			非常に 関心がある	やや関心 がある	あまり 関心がない	全く関心 がない	高関心層 増減	関心層 増減	変動幅 合計
毎日	2014年	1787	28.5%	49.0%	20.9%	1.7%	+6.1pt	+3.7pt	13.8pt
	2015年	1667	34.6%	46.6%	16.4%	2.5%			
週に4~5日	2014年	231	17.3%	54.5%	27.3%	0.9%	+8.5pt	+9.1pt	19.3pt
	2015年	221	25.8%	55.2%	17.6%	1.4%			
週に2~3日	2014年	233	17.6%	52.8%	24.0%	5.6%	+1.0pt	+3.8pt	7.6pt
	2015年	221	18.6%	55.7%	23.5%	2.3%			
週に1日くらい	2014年	129	14.0%	45.7%	36.4%	3.9%	+6.4pt	+12.5pt	26.6pt
	2015年	108	20.4%	51.9%	23.1%	4.6%			
それ以下	2014年	114	19.3%	42.1%	31.6%	7.0%	+3.0pt	+10.9pt	21.8pt
	2015年	112	22.3%	50.0%	21.4%	6.3%			
読まない	2014年	738	14.1%	42.8%	35.0%	8.1%	+3.7pt	+6.9pt	18.2pt
	2015年	827	17.8%	46.1%	25.9%	10.3%			
全体	2014年	3232	22.7%	47.9%	25.8%	3.7%	+4.8pt	+4.9pt	11.8pt
	2015年	3156	27.5%	48.0%	19.9%	4.6%			

※「高関心層増減」は「非常に関心がある」について、「関心層増減」は「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計について両年の差を示している。「変動幅合計」は、4つの選択肢の割合についてそれぞれ両年の差の絶対値をもとめ、これらを集計したものである。なお、無回答の場合は集計から除外した。これは以降の図表も同様である。

数字を確認すると、「高関心層増減」では「週に4~5日」の伸び幅(8・5pt)が最も大きい一方、隣接する「週に2~3日」の伸び幅(1・0pt)が最も小さくなっている。「非常に関心がある」と「やや関心がある」の合計を示す「関

次に、新聞に対する評価、印象と、関心の高まりの関係を確認しておきたい。図表2には、回答者の新聞に対する満足度、

「心層」では、「週に1日くらい」、「それ以下」で10層以上の伸び幅となった一方、「毎日」と「週に2〜3日」では4層以下の小幅な動きとなっている。全体の変動を示す「変動幅合計」の値は、「週に2〜3日」の7・6ptが抜けて小さく、他のグループはいずれも2桁の値となっている。

仮に、閲読頻度が高いほど高関心層割合が上昇したという相関関係が確認されれば、新聞報道の影響で関心が高まったと解釈できる。しかし図表1に示された憲法改正問題に対する関心の動きは、最も熱心な読者と、週2〜3日程度の中間的な読者では関心が高まらず、普段それほど新聞を読まない人々の間で特に憲法改正問題への関心が高まったということを示している。ここから、憲法改正問題への関心の高まりは新聞報道の影響だけで起きたわけではないと考えることができる。

信頼感の変化、信頼得点に依じて、憲法改正問題高関心層の割合がどのように変化したのかを示している。左上の新聞全般に関する満足度を見ると、前回、今回とも両翼の高いV字形の分布となっている。つまり、新聞への満足・不満がより強い層で憲法改正問題への関心が高く、中間層で低い分布となっている。同様の傾向は右上の新聞への信頼の変化でも表れており、信頼が高まった層と低下した層で憲法改正問題への関心が高いV字形の傾向が見られる。以上の2項目ほど明確ではないが、左下の信頼得点についても似た傾向が確認できる。

図表2 新聞への満足度、信頼感の変化、信頼得点と憲法改正問題関心分布

		新聞全般に				
		満足している	やや満足である	どちらともいえない	やや不満である	不満である
2014年	該当者数	424	1302	1235	141	101
	高関心層	26.4%	24.8%	15.7%	36.9%	45.5%
2015年	該当者数	446	1260	1192	159	73
	高関心層	40.6%	29.0%	18.0%	39.6%	56.2%
高関心層増減		+14.2pt	+4.2pt	+2.2pt	+2.7pt	+10.6pt

		新聞信頼得点				
		76-100点	51-75点	50点	25-49点	0-24点
2014年	該当者数	1438	743	801	126	96
	高関心層	23.2%	21.8%	22.5%	26.6%	26.0%
2015年	該当者数	1459	703	766	116	89
	高関心層	30.7%	25.5%	22.9%	33.9%	30.3%
高関心層増減		+7.5pt	+3.8pt	+0.3pt	+7.3pt	+4.3pt

		この1年間で新聞への信頼が		
		高くなった	変わらない	低くなった
2014年	該当者数	127	2702	332
	高関心層	33.1%	20.4%	37.7%
2015年	該当者数	130	2673	250
	高関心層	40.8%	25.2%	46.0%
高関心層増減		+7.7pt	+4.8pt	+8.3pt

※「該当者数」は各年の調査において各選択肢を選択した人数、「高関心層」は各選択肢を選択した回答者のうち、憲法改正問題について「非常に関心がある」を選択した回答者の割合を示す。

満足度や信頼感とその変化について中間的な回答をする人々は、憲法改正問題に限らず他の質問でも曖昧な、中間的な回答をする傾向にある。したがって、新聞に対する満足や信頼感に応じて憲法改正問題への関心の分布がV字形となることは、それほど不思議なことではない。ここで興味深いのは、この三つのデー

タとも新聞に否定的なグループ、すなわち各表のより右側のグループの高関心層割合が左側よりも高いという点である。図表には示していないが、13年についても同様の傾向が確認されることから、ここ数年の一般的な傾向と考えることができる。

ここで重要な要素となるのは、読者の憲法改正に対する態度である。図表3からも明らかのように、憲法改正問題に対する関心が強い人々は、憲法改正に対する賛否も明確である。賛否が明確な人々は、新聞等のメディアの憲法改正報道に関する姿勢により敏感と考えられ、15年はその反応が強く表出したはずである。そこで、憲法改正に関

この傾向は、憲法改正に関心がある層ほど新聞への評価等を増減させやすいとも、新聞への評価が高かったり低かったりする人々ほど憲法改正への関心が高いとも解釈できる。憲法改正への関心と新聞への評価等の間の影響関係の方向は分からないが、憲法改正問題への関心は、新聞に対する評価や印象と一定の関連が見られるとすることはできる。

そして、高関心層増減の値を見ると、14年から15年にかけてV字形傾向がより強まっている。憲法改正問題がこれまでよりも強く新聞への評価、印象に影響を与えた可能性を示唆するデータである。

憲法改正反対派増加の内実は脆弱か

する賛否と、メディアとの関係について分析しておきたい。

憲法改正に関する意見分布は、前回と今回にかけて大きく変動している。「賛成」は9.6%から7.7%、7%に下落し、「反対」は13.9%から18.6%へと増加している。「どちらかと言えば賛成」は27.2%から23.3%へと下落し、反対合計は30.3%から37.5%へと上昇している。いずれも統計的に有意と言える変化である。

図表4には、性別の憲法改正賛否割合の分布を示している。14年調査では、賛成割合については男性のほうが高かったものの、反対割合については性別による明確な差がなかった。それが15年になると、女性の反対傾向がより明確になっている。男性、女性ともに賛成割合が低下し、反対割合が高まっているが、最も大きな動きはこの女性

の反対割合の増加と「どちらとも言えない」の減少である。

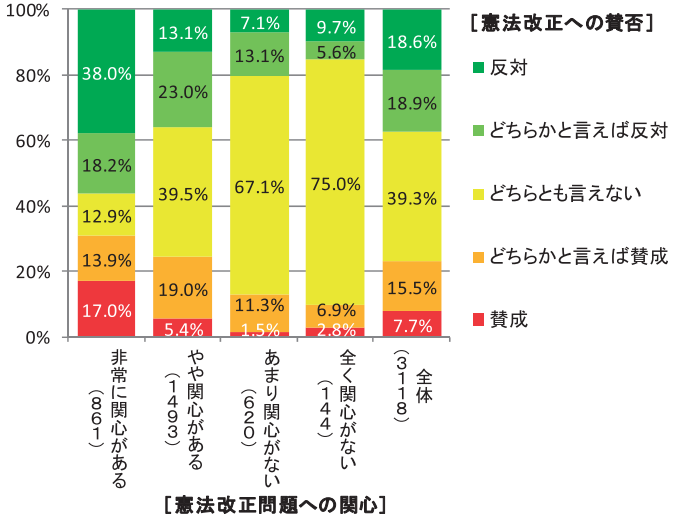
図表5は、1週間に新聞（朝刊）を読む回数別に、14年と15年の憲法賛否割合を示している。これを見ると、新聞を毎日読まないが週1日以上は読むような人々の間で反対割合が大きく上昇している一方、新聞を毎日読む層と全く読まない層では憲法改正賛否分布が大きく変動していないということが分かる。「変動幅合計」はこれを指標化したものだが、「週に4〜5日」、「週に2〜3日」、「週に1日くらい」の3グループでは30%程度

の値で、「毎日」新聞を読む層の3倍近い賛否

分布の変動が発生したことが示されている。このように、新聞閲読頻度が中間的な人々の関

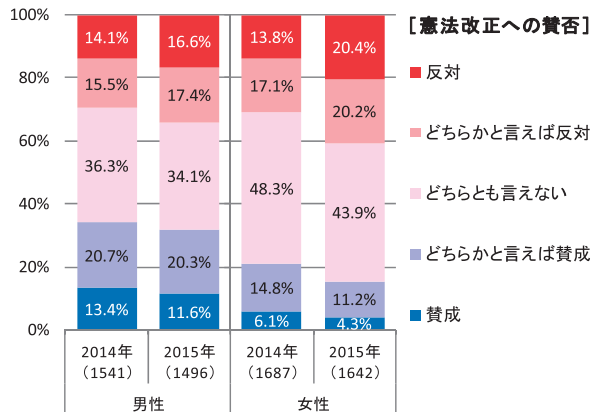
心が高まっているが、最も大きな動きはこの女性

図表3 憲法改正関心別の憲法改正賛否分布 (2015年調査)



※横軸項目の括弧内の数字は該当者数である。

図表4 性別憲法改正賛否分布 (2014年、2015年)



図表5 新聞閲読頻度と憲法改正賛否分布の変化

新聞閲読頻度	年	該当者数	憲法改正賛否分布					一年間の変化				
			賛成派		中間派		反対派		賛成派増減	中間派増減	反対派増減	変動幅合計
			賛成	どちらかと言えば賛成	どちらとも言えない	どちらかと言えば反対	反対					
毎日	2014年	1782	11.1%	18.5%	37.3%	18.0%	15.2%	-3.5pt	-2.2pt	+5.7pt	+11.4pt	
	2015年	1652	8.9%	17.1%	35.1%	18.5%	20.4%					
週に4〜5日	2014年	232	6.5%	20.3%	42.7%	19.0%	11.6%	-8.7pt	-7.5pt	+16.2pt	+32.5pt	
	2015年	222	6.3%	11.7%	35.1%	24.8%	22.1%					
週に2〜3日	2014年	233	7.3%	20.6%	43.3%	18.0%	10.7%	-4.7pt	-9.7pt	+14.4pt	+28.9pt	
	2015年	220	4.5%	18.6%	33.6%	23.6%	19.5%					
週に1日くらい	2014年	128	6.3%	17.2%	50.0%	15.6%	10.9%	+5.0pt	-15.1pt	+10.1pt	+30.3pt	
	2015年	109	9.2%	19.3%	34.9%	18.3%	18.3%					
それ以下	2014年	113	8.8%	16.8%	48.7%	13.3%	12.4%	+0.2pt	-7.6pt	+7.4pt	+18.6pt	
	2015年	112	7.1%	18.8%	41.1%	13.4%	19.6%					
読まない	2014年	732	8.3%	14.1%	52.5%	11.7%	13.4%	-4.1pt	-2.1pt	+6.2pt	+12.4pt	
	2015年	820	6.6%	11.7%	50.4%	17.8%	13.5%					
全体	2014年	3220	9.6%	17.6%	42.5%	16.4%	13.9%	-3.9pt	-3.3pt	+7.2pt	+14.3pt	
	2015年	3135	7.8%	15.6%	39.2%	18.9%	18.6%					

※「変動幅合計」は、賛成～反対の5つの選択肢の割合について両年の差の絶対値をもとめ、集計したものである。

憲法改正への賛否は大きく変動しているという点に興味深い。このデータは次のように解釈できる。まず、新聞報道等によく接し、政治的争点に関心の高いような層は、そうした争点への賛否傾向が強く、大きく動くことはない。政治的争点への態度が変化しやすいのは、もともとそうした争点への関心が強くなく、曖昧な意見を表明する層である。こうした人々の中でも、新聞をあまり読まない層よりも多少は読んでいるような人々の方が、報道の影響で意見を変化させやすいと想定できる。このため、中間的な閲読頻度の人々が、関心をあまり高めずに、賛否傾向が大きく変動したのではないだろうか。

この解釈が正しいとすれば、憲法改正への関心が強くなったわけではないこうした層の意見変動は一時的なものと考えられる。仮に、新聞報道にほどほどに接し、関心もほどほどの層が憲法改正反対派の増分の一定部分を占めるとすれば、15年の憲法改正反対派の増加も一時的な現象となる可能性が高い。報道が減少すれば、憲法改正への意見も再び曖昧な立場に戻ると想定されるためである。

新聞への信頼を低下させる憲法改正賛成派

集团的自衛権や憲法改正に関する話題は、メディア報道において一定の地位を占め、人々の関心や意見に影響を与えるだけではない。こうした争点に対する態度が明確で重要と考えるような人々

図表6 憲法改正賛否別メディア信頼感の変化 (2015年調査)

憲法改正に	該当者数	あなたは、この1年間で次のメディアへの信頼感が変化しましたか							
		新聞		NHK		民放		インターネット	
		高く なった	低く なった	高く なった	低く なった	高く なった	低く なった	高く なった	低く なった
賛成	243	7.1%	26.5%	7.7%	17.1%	2.2%	25.4%	14.4%	13.1%
どちらかと言えば賛成	488	5.5%	11.4%	6.6%	11.5%	3.4%	15.2%	10.0%	14.3%
どちらとも言えない	1231	2.7%	4.9%	3.6%	8.0%	2.3%	8.2%	8.5%	8.6%
どちらかと言えば反対	593	3.3%	4.2%	3.1%	10.8%	1.9%	11.2%	9.0%	12.1%
反対	583	5.7%	9.0%	2.3%	18.9%	3.6%	17.0%	5.9%	17.9%
全体	3138	4.2%	8.2%	4.1%	11.8%	2.6%	12.8%	8.8%	12.2%

図表7 憲法改正賛否と新聞の印象 (2015年調査)

問	項目	選択肢	憲法改正賛否					全体
			賛成	どちらか と言えば 賛成	どちら とも言えない	どちらか と言えば 反対	反対	
問11	新聞に書いてある情報は正しい	「そう思う」	12.8%	15.8%	11.9%	9.6%	15.6%	12.8%
		「そうは思わない」	8.6%	3.3%	2.2%	1.3%	2.6%	2.8%
	新聞は他のメディアより責任感をもって情報を発信している	「そう思う」	18.1%	15.2%	11.9%	15.2%	20.6%	15.1%
		「そうは思わない」	12.8%	4.1%	2.8%	2.0%	2.9%	3.6%
新聞は自分達の都合の悪いことは書きたがらない	「そう思う」	46.9%	21.3%	11.5%	12.5%	18.7%	17.3%	
	「そうは思わない」	3.7%	1.6%	2.7%	1.9%	5.3%	2.9%	
新聞は政治に対して客観的な視点で報道している	「そう思う」	9.5%	5.5%	3.8%	3.9%	8.9%	5.5%	
	「そうは思わない」	17.3%	6.1%	3.6%	2.7%	5.1%	5.2%	
問12	ある新聞の政治への批判的記事に他の新聞も追随する傾向がある	「そう思う」	19.8%	9.0%	4.3%	7.3%	8.6%	7.6%
		「そうは思わない」	9.1%	2.9%	3.4%	2.7%	6.5%	4.2%
	新聞は主張の異なる政党の主張を公平に扱っている	「そう思う」	5.3%	3.7%	3.2%	3.5%	5.1%	3.9%
		「そうは思わない」	28.0%	9.6%	5.3%	4.2%	10.5%	8.5%

したということを示している。

この表から分かることのうち、特徴的な点を5点にまとめておく。①信頼が「高くなった」、「低くなった」いずれについても、憲法改正について賛成、反対という両極の値が高く、中間層が低いというV字形の分布になっている場合が多い。②どのメディアでも「低くなった」とする割合が「高くなった」の割合よりも高い。③ほぼ全てのパターンで「低くなった」が「高くなった」の割合を上回っているが、唯一、憲法改正「賛成」の人々の間では、インターネットへの信頼が「高くなった」割合「人の割合が「低くなった」割合を上回っている。④憲法改正「賛成」派の多くの人々は、新聞への信頼を失っている。⑤憲法改正「反対」派は「賛成」の人々とは逆に、相対的に見て新聞への信頼を維持する傾向にあり、インターネットへの信頼を低下させている。

図表6は、この1年間で各メディアに関する信頼がどのように変化したかという質問に対する回答を、憲法改正賛否別に示したものである。例えば「賛成」の「新聞」の「低くなった」26.5%は、憲法改正に賛成と表明した人々のうち26.5%の回答者が新聞への信頼が低くなったと報告

している。①は、政治的意見を明確に表明する人は、他の質問でも明確な意思表示をするという、一般的な傾向と言える。②も毎年のもので、メディアに関する評価は常に厳しいという一般的傾向である。ここでより興味深いのは、残りの3点である。こ

の3点は、憲法改正賛成派は特にネットへの評価を高め、新聞への評価を低下させている一方、反対派は新聞への信頼を維持し、ネットへの信頼を低下させていることを示す。

憲法改正賛成派の新聞に対する低評価は他のデータを見ても明らかである。調査では、新聞に関する印象について幾つかの文を提示し、5段階で回答を聴取している。図表7は、そのうち六つの項目について「そう思う」と「そう思わない」の選択率を憲法改正賛否別に示している。これを見ると、憲法改正賛成派は、新聞の現状についてかなり否定的に見ていることが分かる。先に述べた明確な回答を行う傾向から、肯定的な回答も多い。しかし、「新聞は自分達の都合の悪いことは書きたがらない」を46・9%が「そう思う」と回答しているように、憲法改正賛成派による新聞に否定的な回答は全体平均の数倍の割合となっている。

憲法報道と「報道の自由」の緊張関係

このような新聞への否定的な評価の裏で、憲法改正賛成派はネットへと向かっている。インターネットでニュースを毎日読むと回答した割合は、反対派の33・5%に対し賛成派は44・4%、となっている。このようなデータは、賛成派に若年層が多く、反対派には高齢者が多いために生じていると疑うこともできるが、憲法改正賛成・反対両方とも高齢層ほど増加し、若年層ほど低下する傾

向にあり、年齢の影響とは言えない。

憲法改正賛成派は、新聞を読んでいる場合、政治や経済など、分野を問わず記事に関して満足している割合が高い。憲法改正に関する情報を入力するメディアとして、3分の2を超える67・5%が新聞と回答している。しかしその一方、半数近くは異なり、やはりネット情報を重視していると言える。

これらのデータが示すように、憲法改正賛成派の人々が新聞批判を強め、ネットに流れる傾向が今後も続くとするれば、本誌読者の多くを示す新聞、通信社の記者、関係者はどのように対応すればよいだろうか。その方策の一つは、憲法改正

図表8 憲法改正賛否別「報道の自由」意識

問	項目	選択肢	憲法改正賛否				全体	
			賛成	どちらかと言えば賛成	どちらかと言えば言えない	反対		
問39	報道の自由は常に保障されるべきだ	「そう思う」	51.9%	45.8%	32.9%	50.1%	68.3%	46.3%
		「そうは思わない」	7.9%	2.1%	3.5%	1.7%	1.9%	3.0%
問39	現在の報道を見てみると、圧力をかけられても仕方がないと思う	「そう思う」	25.6%	9.2%	5.9%	5.2%	6.8%	8.0%
		「そうは思わない」	21.0%	18.1%	16.9%	25.3%	50.1%	25.3%
問39	政府が国益を損なう理由でメディアに圧力をかけるのは当然	「そう思う」	22.0%	7.9%	3.9%	3.1%	4.0%	5.8%
		「そうは思わない」	24.2%	25.1%	23.7%	36.0%	62.4%	33.6%
問39	メディアは報道の自由を振りかざしていると思う	「そう思う」	42.6%	19.0%	9.8%	8.5%	8.8%	13.4%
		「そうは思わない」	9.8%	8.0%	10.6%	15.4%	34.7%	15.6%

反対一色ではなく、賛成側の主張、議論も取り上げることである。もっとも、多くの新聞では既にそのような配慮を行っているだろう。それ以上の何かを賛成派が求めているとすれば、なかなか対応は難しいかもしれない。

また、憲法改正への賛成論をより強く報じることは、既存メディアの足を揺るがす可能性も高い。図表8は、憲法改正賛否別に、「報道の自由」に関する各意見への是非の割合を示したものである。憲法改正賛成派は、「報道の自由は常に保障されるべきだ」という意見に肯定する割合が高い一方で、報道に対する圧力に寛容な傾向が明確に見られる。こうした賛成派のメディア意識は、マスメディアに携わる多くの人々にとって懸念材料であることは間違いないだろう。

このように、メディアにとっての憲法改正問題は、これに強い関心を持ち意見が明確な読者との間に緊張関係を導く難しい問題であると言える。しかし、特に新聞は、現代社会の複雑で難解な問題を単純化せずに正確に伝え、論じるといった役割を担うことができる数少ない存在のはずである。従って、ネット等の情報を武器とする現代の読者の厳しい視線を受け止め、そうした役割への期待に答えていくことが、今後ますます重要となっていくのではないだろうか。

※調査結果の詳細は、新聞通信調査会のホームページ掲載の報告書を参照されたい。

(<http://www.chosakai.gr.jp/>)

●特派員リレー報告(49)

反米勢力、相次ぎ失速
塗り替わる中南米政治地図

時事通信社サンパウロ特派員

辻 修 平



2015年は、中南米の反米左派諸国にとって試練の年となった。キューバは7月、半世紀の間、激しく対立してきた米国と国交を回復した。アルゼンチンでは11月、14年ぶりに政権交代が実現し中道右派の大統領が誕生。12月にはベネズエラ与党が議会選挙で大敗し、過半数を失った。

米帝国主義打倒を理想に掲げたキューバのカストロ前国家評議会議長は08年に一線を退き、反米の旗手を受け継いだベネズエラのチャベス大統領は13年に死去している。経済的な苦境を背景に、2人のカリスマ的指導者を失った反米勢力の衰退はしばらく続きそうだ。

牙城、崩れる

12月7日未明、ベネズエラ選挙管理委員会が議会選挙の開票を速報すると、首都カラカスの夜空に次々と火花が打ち上げられた。野党連合が大躍進し、最終的には議席の3分の2を獲得。チャベス氏が反米左派政権を発足させた1999年以降、初めて与党に勝利した。

16年に及ぶ与党支配に風穴を開けた野党指導者カプリレス氏は「ベネズエラ民衆の勝利だ」と喜

びを爆発させた。トリアルバ事務局長も「歴史的な一日になった」と絶叫するようにして勝利を宣言した。

ベネズエラは世界最大の原油埋蔵量を誇る産油国。豊富なオイルマネーでキューバなどの周辺国を経済的に支える反米同盟の牙城だった。チャベス氏の死後も反米勢力をけん引する中心的役割を期待されていただけに、与党の大敗は国内外に大きな衝撃を与えた。

ベネズエラは、選挙当局が与党の強い影響下にある。過去の選挙でもたびたび与党の不正が指摘されており、選挙区の区割りも与党に有利な配分だった。米国が主導する米州機構(OAS)はもとより、近隣の南米諸国からは「公正な選挙」を求める声が上がっていた。

拍子抜けしたのは、選挙が野党リードを伝える中間集計を速報した直後、マドゥロ大統領が「結果を受け止める」とあっさり敗北を認めたことだ。チャベス氏の後を継いだマドゥロ氏は強権的な手法で野党弾圧を強め、選挙中も「与党の敗北は認めない」「野党は米国の支援を受けている」と息巻いていたためだ。

マドゥロ氏の弱気ぶりを象徴するような敗北宣言は、なりふり構わぬ強権的な手法に冷ややかな視線を向ける国際社会の目を強く意識したものとみられる。与党が大敗を素直に受け入れたことで、懸念された与野党支持者の衝突も、暴動などの混乱も起きなかった。

国民は民主的に野党を支持し、マドゥロ政権に「NO」を突き付けた。ベネズエラ外交筋は「予想を上回る野党連合の大勝だ」と分析した上で、「反米、反帝国主義を唱えれば、支持を獲得できた時代は終わった」と指摘した。

深刻な経済危機

ベネズエラ議会選での与党の大敗は、深刻な経済危機を招いた失政への国民の強い怒りの表れだ。国際通貨基金(IMF)によると、同国の15年のインフレ率は160%。1年間でモノの値段が2・6倍に跳ね上がり、庶民の生活に打撃を与えた。カラカス市民は「ブランド品でもない輸入品の靴一足が、最低賃金の2倍の価格で売られているありさまだ」と窮状を訴える。

外貨流出防止を最優先した通貨管理も失敗が続いている。為替相場は、最も高い公定レートで1ドル116・3ボリバルに対し、闇市場では1ドル1930ボリバルで取引されている。ドル調達が困難となり自動車メーカーなどは部品輸入がままならず、一部で工場が操業停止に追い込まれた。輸入に頼るシャンプーやトイレットペーパーなどの日用品の不足は特に深刻で、商品を求めてスーパー

マーケットに殺到する市民の長蛇の列は当たり前
の光景になった。

政府は議会選が近づくと、モノ不足やインフレ
への国民の不満を緩和するため、卵など特定商品
の値上げを禁止し、市場原理を無視した赤字価格で
の販売を業者に強制した。ただ、これを商機とに
らんだブローカーが買い占め、店頭からは商品が
姿を消した。これらの商品は闇市に流されて当初
より高値で流通するという、政府の思惑とは逆の
事態を招いた。

ベネズエラの経済低迷は、今に始まったわけ
はない。在任14年にわたったチャベス政権も手厚
い貧困層対策に財源をつぎ込み、財政難に苦しん
だ。ただ、持ち前のカリスマ性とユーモアあふれ
る弁舌で「チャビスタ」と呼ばれる熱狂的支持者
を多く獲得し、国民の不満を爆発させないように
する指導力があつた。

チャベス路線の継続を掲げて政権基盤を受け継
いだマドゥロ氏は、支持者をまとめるだけの政治
手腕もカリスマ性も備えていない。かつては熱狂
的チャビスタだったというカラカス在住の学生は
「食べ物や日用品を探して何時間もスーパーを回
る生活にはもううんざり」と閉塞感漂う経済に風
穴を開けられないマドゥロ政権を批判した。

ブームの終わり

2000年代に中南米で反米勢力が台頭した背
景には、中国の旺盛な需要を背景とする資源ブー
ムがあつた。高値が続いた原油相場は、産油国ベ

ネズエラやエクアドルの財政を潤した。01年の債
務不履行（デフォルト）で行き詰まったアルゼン
チン経済を支えたのは大豆や小麦など穀物価格の
高騰。ボリビアで安定政権が誕生した背景には、
好調な天然ガスの輸出がある。

反米勢力とは一線を画すものの、南米の左派大
国ブラジルを新興五カ国（BRICS）の一角に
押し上げたのも穀物や鉄鉱石などの一次産品の輸
出入だつた。

中南米に根強く残る格差の是正を目指したチャ
ベス氏は、資源ブームを追い風にオイルマネーを
貧困などの対策に重点的に投じ、国民生活を改善
させた。目立った資源がなく、行き詰まる同盟国
キューバや中米・カリブ海の小国に採算を度外視
した安価で原油を提供し、経済的に支えた。こう
した活躍がエクアドルやボリビア、ニカラグアで
相次ぎ反米政権を誕生させる土壌をつくつた。資
源価格の高騰なしに反米左派の台頭はなかつた。

しかし、10年前後から、中国の景気減速とともに
資源ブームは急速に終わりを迎えた。

ブラジルの経済成長率は、10年に7・5%とピ
ークを迎えて以降、大きく失速。14年には0・
2%と低迷し、15年、16年は2年連続のマイナス
成長が見込まれる。国営石油会社ペトロbrasを
舞台とした汚職事件も政治・経済の混乱に拍車を
掛け、「未曾有の経済危機」（地元メディア）に苦
しんでいる。

広大なパンパの穀倉地帯を抱えるアルゼンチン
でも、主力の大豆輸出の停滞は経済低迷につなが

つた。10年に521億ドル^{ドル}だった外貨準備高は5年
足らずで270億ドル^{ドル}を割り込む水準にまで低下。
ドル流出を防ぐための為替管理の強化は国内の産
業競争力を奪い、年間30%に達するとされる物価
上昇は国民の強い反発を招いた。

最も影響を受けたのは、外貨収入のほぼ全てを
原油輸出に頼るベネズエラだつた。1バレル10
0^{ドル}超で推移していた原油相場は、14年を境に急
落し30^{ドル}台まで落ち込んだ。経済に深刻な打撃と
なり、周辺国の支援どころか、中国の資金援助な
しには自国が立ち行かない状態にまで追い込まれ
た。

14年12月、キューバが突如、米国との関係改善
にかじを切つたのは「同盟国ベネズエラの支援に
もはや期待できなくなつた」（キューバ外交筋）
ことが背景にあるとされる。

欧米への接近加速

経済の低迷で反米指導者が相次いで求心力を失
う中、もつとも劇的な政策の変化を遂げるとみら
れているのがアルゼンチンだ。

同国では03年の中道左派キルチネル政権発足以
降、ポピュリズム（大衆迎合）政治が続いた。07年
に後を継いだ妻のフェルナンデス前大統領は、前政
権の政策を継承するとともに反米の色彩を強めた。

12月に就任したマクリ大統領はフェルナンデス
前政権下で進んだ閉鎖的な保護主義経済を大幅に
見直し、市場開放路線にかじを切る方針を掲げて
いる。



アルゼンチン大統領選に勝利したマクリ氏の選挙ポスター、11月22日ブエノスアイレスで筆者撮影

就任早々、国際金融市場からの孤立を招く要因となった米ファンドとの債務返済問題解決に向けた交渉に着手。南米6カ国で構成する関税同盟メルコスル（南米南部共同市場）と欧州連合（EU）の自由貿易協定の交渉再開に前向きな姿勢を見せている。

多くの困難も予想されるが、貿易交渉がまとまれば、域内人口約8億人、貿易総額1300億ドル超の経済圏が誕生し、南米とEUの経済的な結び付きは一層強固になる。アルゼンチン金融筋は「新政権の発足を契機として、停滞していた投資を拡大しようとする欧米の大企業が増えている」と話している。

一方でマクリ氏は、前政権がイデオロギーに基づいて緊密な外交関係を築いたベネズエラやロシア、イランとは距離を置く方針だ。中でも、ベネ

ズエラをめぐる「野党指導者への弾圧が続くならメルコスルの参加資格を停止すべきだ」と強硬に主張し、強権政治を続けるマドゥロ大統領を辛辣に批判している。

アルゼンチン外交筋は「欧米諸国との価値観を共有する国に生まれ変わろうとしている」と分析する。20世紀半ばまで世界有数の裕福な国だったアルゼンチンは、中南米でブラジルに次ぐ国土と経済規模を誇る。周辺諸国への影響力は大きく、マクリ政権下での欧米接近が反米勢力の結束に打撃を与えるのは確実だ。

米中の覇権争いに影響も

中南米政治地図の変化は、同地域に強い影響力を持つ米国と中国の覇権争いにも影響を与えている。

米国は2000年代、反米勢力の台頭により「裏庭」での影響力を急速に低下させた。チャベス氏が06年の国連総会でブッシュ米大統領を「悪魔」とのしり、エクアドルのコレア大統領が「その例えは悪魔に失礼だ」と加勢したエピソードは有名だ。

キューバに対する米国の長年の経済制裁には反発も強く、反米勢力だけでなく、その他の中南米諸国からもキューバには同情的な声が上がっていた。

しかし、米国は7月に国交回復したキューバとの関係改善を「米州域内国の協力関係の転換点になり得る」（オバマ米大統領）と位置付け、中南米との関係再構築に乗り出している。

国交断絶後、半世紀ぶりに米キューバ首脳が握

手した15年4月の米州首脳会議では、過去の政策の過ちを認め、地域の融和に乗り出した米国を歓迎する声が各国首脳から相次いだ。反米勢力の弱体化が進む中、域内における米国の存在感はますます高まっていくとみられる。

一方で、巨額の資金援助や貿易拡大を通じ、「米国不在」の反米諸国に影響力を強めてきた中国は、苦しい立場に置かれている。

13億人超の人口を抱え、食料・エネルギー安全保障が重要課題の中国は、穀物や鉄鉱石、石油の主要調達先として中南米との関係強化に努めてきた。01年に100億ドルだった中南米との貿易額は11年までの10年間で2415億ドルへと24倍超に拡大した。

覇権争いを続ける米国へのけん制の意味合いもあり、中国からはほぼ毎年のように要人が中南米諸国を訪問している。14年には習近平国家主席がキューバ、ベネズエラ、アルゼンチンの反米諸国を歴訪。カストロ前議長と会談するなどして関係強化を内外にアピールした。

経済・外交を通じて関係を強めてきた反米勢力の苦境が、中国の中南米での影響力低下につながるのには間違いない。ベネズエラの経済危機は、中国に新たな融資をちゅうちょさせるレベルにまで悪化。キューバは米国に接近し、アルゼンチンも欧米との関係を重視する政権が発足した。外交筋は「資源輸出先として中南米が中国に依存する構造は今後も続くが、政治的な結び付きは弱まる可能性がある」と指摘している。

プレス ウォッチング

「戦後70年」は終わった。 そしてどこへ？ 「無期限貸与」されたこの国は



ジャーナリスト
小池 新

昨年12月まで、東京の国立近代美術館で画家・藤田嗣治の全所蔵作品展示があり、藤田の戦争画14点も公開された。最近、映画や書籍で藤田に注目が集まるだけでなく、戦争画自体にも関心が高まっている。中には初めて見る作品も。「ブキテマの夜戦」は、1942（昭和17）年2月の日本軍のシンガポール陥落戦の激戦地を44（昭和19）年に描いている。独特の茶色い画面には、樹木の間に敵兵の死体と遺棄された所持品があるだけ。軍部の戦意高揚の意図とも関係なく、描きたいものに迫る芸術家の意志が伝わってくる。

私は、藤田の幾つかの戦争画には絵画的な価値があり、そのことも含めて彼には戦争責任があると考えられる。その論議の前提としての全面公開に、

同美術館はずっと消極的だった。今回展示に踏み切ったのは、戦争の記憶が遠くなった「戦後70年」だからだろう。戦争画の多くは敗戦後アメリカ軍に接収され、75（昭和50）年に返還されたが、藤田作品も含め、現在までも「無期限貸与」。私はそれを、戦後日本が置かれた状況そのものように感じる。戦後70年とは、戦争に負けた時を起点に数えている。その70年は確かに終わったが、戦勝国から多くのものを「無期限貸与」されたまま、この国はどんな方向に向かうのか。

報道か「運動」か

この号が出るのももう新しい年。そこで、改めて「戦後70年」とは何だったのか、振り返ってみる。ノンフィクション作家・保阪正康氏に聞くと「三世代、約70年たつと、同時代史から歴史になる」と言う。「感情が希薄になって事実が見えてくるから」だ。しかし、現実はどうか。安全保障関連法を筆頭に、あらゆる問題で、統一された見解や共通認識はもろろん、論議の基盤さえ見つからず、方向の分裂と混乱が進んでいるのではないか。その代表的な表れがメディアだ。現政権を支持・擁護する立場の新聞と、批判する新聞の主張が対立。1紙を読むだけでは、問題の全体像を把握できなくなっていることは、この欄でも指摘した。その傾向が極限に近づく中で、報道の「政治的公平・中立」をめぐる議論も浮上している。新たに結成された「右寄り」団体が昨年11月中旬、TBS「NEWS23」のアンカー岸井成格氏が9

月の番組で「安保法案廃案」を訴えたことについて「放送法違反」とする1割の意見広告を同法推進・賛成の産経と読売に載せた。反対派の朝日・毎日・東京はこれを批判的に報じた。私は岸井氏の発言内容に賛同はするが、アンカーという立場からは少々問題があると考えられる。

神奈川新聞の10月15日付紙面では、石橋学・論説委員が、同紙の長期企画「時代の正体」が「偏向報道」と批判されたことに反論した。企画は一昨年7月に始まり、護憲・平和・人権尊重などの立場から、安保法・基地問題・ヘイトスピーチなどのテーマを取り上げ、現在も連載中。同委員は、「記事が偏っているという批判が寄せられる。それには『ええ、偏っています』と答えるほかない」と述べる。政権の暴走に歯止めをかけるためには多様な意見表明が必要だとし、「ほかの誰のものでもない自らの言葉で絶えず論を興し、そうして民主主義を体現する存在として新聞はありたい」と結んでいる。この記事は12月2日付朝日朝刊「メディアタイムズ」欄でも紹介された。

企画の意図には賛同するし、同氏の決意には敬意を表したい。私も現政権には批判的だが、安保法などの報道で、左右、双方の「政論新聞化」が進んでいるとも指摘してきた。メディアが自らの意見を表明するのは当然であり、私は政論新聞を否定しない。ただ、そこで必要なのは、対立する意見のバランスを取ることではなく、自分たちと異なる意見をどう扱うかについての常識であり、自分たちが伝えない意見があることに対する恐れ

だと私は思う。そして、その状況を読者＝国民に知らせようとする意欲。それがなければ、メディアが伝えるものはプロパガンダであり、伝えることは「運動」になってしまふ。それでいいという人もいるだろう。「沖繩などはそのやり方でしか戦えない」と言うかもしれないが、私は報道と運動は明確に一線を画すべきだと信じている。

ヒトラーも思い及ばなかった！

石橋氏の言う通り、新聞は読者にもっと論議の素材になるような、多様な見方を示すべきだ。胸を張れるほど、今の新聞が読者＝国民に伝えるべきことを伝えていないとは到底思えない。

最近「目からウロコ」だった本が、昨年6月に出版された池田浩士・京都大名誉教授の「ヴァイマル憲法とヒトラー」（岩波現代全書）だ。ナチスが当初、平等主義の世界観を持ち、ボランティア活動の国民的拡大を進めたなど、初めて知る事実が多いが、それだけではない。最終章の見出しに「遙かな国の遠い昔ではなく」とあるように、内容が現在の日本と国民の状況に重なる怖さがある。「ヒトラーとナチスが憲法を踏みにじっただけでなく、ドイツ国民がヴァイマル憲法を蹂躪していた」。氏はさらに『日本国憲法』がいつの間にか別の憲法に変えられたところか、憲法が存在しないも同然にされたのは、ヒトラーでさえ思い及ばなかった日本政府の手法によって」だったと書く。過去から学ぶべきことはまだ多い。

最近ある機関誌に、憲法学者の横田耕一・九州

大名誉教授の「なんか変だよ『安保法制』反対運動」という小文が載った。「反対論の依拠する出発点は、集団的自衛権行使を否定した72年の内閣法制局見解だが、そこでは自衛隊や日米安保条約は合憲であることが前提とされている」と指摘。同見解こそ解釈改憲で立憲主義の否定ではないかなどとして、反対派への違和感を表している。私も同感だ。「護憲」はそこまで「右ブレ」している。こうした主張は反対派に無視されるかもしれないが、忘れてはいけないと思う。

訃報に思い入れ感じられず

昨年11月26日付朝刊各紙に元女優・原節子さん、4日後の30日付夕刊に漫画家・水木しげるさんの訃報が掲載された。活躍した時期は異なるが、原さんは95歳、水木さんは93歳で同年代。どちらも1面に本記、社会面などにサイド記事や評伝と、ほぼ似通った扱いだった。

死の直前まで活動した水木さんに比べ、原さんは引退後、半世紀以上姿を見せず、消息は映画記者にとつて最重要引き継ぎ事項。その「伝説の女優」を直接知る人も少なくなり、記者も昔の映画に関心が薄いためか、全体的に彼女や戦後映画への思い入れが感じられなかった。中では、東京が27日付朝刊で、子どものころかわいがられたという俳優・堀内正美氏の話を書いたのが目立った。

原さんについては、昨年6月に亡くなった作家・高橋治氏の著書「絢爛たる影絵」（岩波現代文庫）が詳しい。高橋氏は昔、松竹の監督で、小

津安二郎監督・原さん主演の「東京物語」（53年）では最末端の助監督。同書は小津監督の評伝小説でありつつ、日本映画の黄金時代を描いて興味が尽きない。

小津作品で原さんが演じた女性は、「晩春」では戦時徴用で体を壊し婚期が遅れ、「麦秋」では兄、「東京物語」では夫が戦争で行方不明になっている。戦後の小津映画は、全て戦争が影を落としているが、それを体現しているのが、3作共通の原さんの役名「紀子」だ。ラストシーンで、義父から義母の形見の時計を贈られる「東京物語」も、戦争で苦難を味わった人間の、戦後に向けた別離と再出発の物語とも取れる。

節目の年、象徴する2人の死

漫画週刊誌に掲載された水木氏の「墓場鬼太郎」は愛読し、友達と「ねずみ男の哲学」について真剣に論議した。カネで簡単に鬼太郎を裏切り、失敗するとシラツとして戻ってくる……。理念の押し付けが横行したあの時代、その生き方はある意味、爽快だった。それがテレビアニメ化で「ゲゲゲの鬼太郎」と改題されたあたりから「異分子は排除する」清潔な風土に溶け込まれた気がする。彼が描いた妖怪たちは、自らの戦場体験とも深く関連して、「愛される」だけではない、暗く重い意味を背負っていたはずだ。その点を掘り下げた記事が欲しかった。原さんと水木氏の共通項は戦争。2人の死が戦後70年の節目の年だったことこそ、象徴的なように私には思える。

海・外・情・報

米国

読ませる記事続々と
「知りたい」ことを伝えるニューヨーク在住
ジャーナリスト

津山 恵子

パリ同時多発テロ（11月13日）が起きてから、米紙ニューヨーク・タイムズ（NYT）やワシントン・ポストなど新聞の長文記事やコラムで、読ませる記事が続いている。「テロはなぜ起きるのか」「大量の難民がなぜシリアから来ているのか」「イスラム国（IS）とは一体何か」という、読者の「知りたい」という気持ちに応じるため、新聞記者がこつこつと取材している様子が目に浮かぶ記事だ。「ISIS（イラク・シリア・イスラム国）の妻、見張り人がISISへの協力を物語る 苦悩と逃亡」は、11月21日差し替えが現在オンラインで読めるが、NYTの長文ルポだ。

ルポは、シリアで事実上ISISの首都となっているラッカに住んでいた20代の若い女性3人にスポットライトを当てた。彼女たちは、家族を置

いてシリアから逃れ、現在トルコのアパートに共同で住む。写真は黒いヒジャブ（イスラム教の女性が頭にかぶるスカーフ）と黒の衣装に包まれた顔が見えないもので、シリアに残した家族に、ISISからの追及の手が及ばないようにとの配慮からだ。彼女たちは、ISISがラッカに来る前は、レオナルド・ディカプリオの映画を見に行き、夏は河原でキャンプをして、水着を着て、デートやパーティーを楽しんでいた。彼女たちの携帯電話には今でも、当時の写真が残っている。彼女らの世代は、シリアの歴史で最も西欧的な生活を謳歌した世代だった。

ISISのラッカ掌握で生活一変

しかし、2014年にISISがラッカを掌握すると、生活は一変する。女性らは、家族や自分と見合い結婚を選んだ。さらに、言論統制で学問も娯楽も何もすることがない生活から逃れるため、女性の服装を監視するISISの親衛隊組織に就職する。

その頃までには、水着はおろか、メイクも禁止され、ヒジャブと全身黒の服装が強制されていた。彼女たちはメイクをしていたり、体の線が出る服装をしている女性を、知人ですら告発し、むち打ちの刑に送った。

夫となった兵士との生活は満足がいくものだったが、なぜか夫らは子供をもうけたがらなかった。なぜなら、彼らは「殉教者」だったからだ。やがて、夫らは次々に殉教し、女性らの1人は2

度目の見合い結婚までする。

しかし、自由な服装もできず、男性が同伴でなければ医者にも買物にも行けず、映画やたばこ、ゲーム、メイクなどが許されない生活に、彼女たちの世代は耐えることができなかった。彼女たちは別々にブローカーを頼って、家族を置いてトルコに脱出し、今は共同生活を送っている。

ISISというと、パリ同時多発テロや、日本人ジャーナリストの後藤健二さんをはじめとした西側市民の殺害など、対外的な攻撃がニュースとなるケースがほとんどだ。しかし、この記事のように、ISISが支配する市民の生活がどう変化したのかはあまり知られていない。

このルポは、特に最も自由化した社会を謳歌していた若い女性らを見つけ出し、ラッカの変化と圧政の中での葛藤を描き出した。

筆者は、ノーベル平和賞を14年受賞したマララ・ユスフザイさん（18）をインタビューするたため、彼女の著書「わたしはマララ」を読んだばかりだったため、シリア北部の状況が、タリバンが支配しているマララさんのパキスタンの故郷と、酷似していることを痛感した。マララさんの故郷スワット峡谷でも、パソコンやゲームが全て焼かれ、女子が基礎教育を受けることが禁止された。マララさんは、それでも「女子に教育を」と全国メディアなどに訴えたのが、タリバンに銃撃される引き金となってしまった。

NYT、女性や子どもの苦しみ浮き彫りに

過激派組織が支配する地域で、ルポのために話

をしてくれる人を見つけるのは、困難なことだ。身元が分かれば、マララさんのように標的となってしまう。NYTは、難民を見つけ出して、女性や子どもなど一般市民が苦しむ現状を浮き彫りにした。テレビには、なかなかできないこともある。

ISISがいかにも巧みにソーシャルメディアを使って、兵士や支持者を増やしているかは、米紙ワシントン・ポストが、やはり長文ルポで伝えてくれた。11月22日付の「伝道者の軍隊」だ。

冒頭は、モロッコで拘束されているISISメディア部門の元カメラマンの話で始まる。160人のシリア軍兵士を処刑する場面を撮影するために、現場に10人のカメラマンが送られる。ビデオや写真は、すぐに編集され、オンラインで流されて、西側メディアが何度も使う。

西側市民の殺害場面も、何回もカットを撮影し直し、兵士はキューカードに書かれた文句をカメラに向かって読むほど、振り付けされている。時には、支持者らが祈りをささげる場面を撮影することもある。

ISISのメディア部門には、数百人ものスタッフがいる、その影響力の大きさや、リクルートに関わる重要な役割から、普通の兵士よりも高い報酬が支払われる。

ラッカ以外にリビアやアフガニスタンの36の下部組織全てにメディア部署があり、1カ月で1000種類以上のプロパガンダ映像を流している。最新のカメラやコンピュータは、定期的にトルコから運ばれてくる。

オンラインで、こうした生々しい映像や、黒い

装束の兵士の姿を見つけ、ゲーム感覚で心酔した若者が世界各国から集まる。記事によると、これまで115カ国から3万人以上の外国人兵士がシリアに渡った。

アルカイダは、映像とインターネットを駆使していたとはいえ、宗教施設など実地でのリクルートが多かったが、ISISは9割をオンラインで集めている。

民主化革命とされる「アラブの春」がソーシャルメディアで広がったように、過激派組織の拡大もオンラインで、という現代の情報の特徴を考へさせる記事だ。これも、内部の人間はなかなか取材しにくいのが、モロッコで収容されている10数人の元メディア部門関係者から、きっかけをつかんでいる。

ISISのオンライン・プロパガンダ作戦は、海を越えて、米カリフォルニア州の一見普通に見えた夫婦にも影響を及ぼした。

夫婦は12月2日、カリフォルニア州サンバーナーディーノで、福祉施設に武装して侵入し、14人を射殺した。攻撃用ライフルや短銃のほか、携帯していたものと車の中に計1400発もの銃弾を用意。最大で75発を友人や知人に発射し、警官との銃撃戦で75発使い、警官を2人負傷させた。その後、捜査で、イスラム教徒の夫婦は、ISISほかテロ組織を支持していたことが分かった。

この銃乱射テロ事件を受け、12月5日付のNYT紙は1面で「銃のまん延」との社説を掲載した。同紙は、「残忍なほど手軽に効果的に人を殺すために、一般市民が合法的に銃を購入できると

いうことは、モラルの侵害であり、国家の恥である」と主張し、銃規制が必要と強く訴えた。

この1面の社説掲載は、大統領選候補について書いた1920年以来、初めてで、約100年ぶりとなる。NYTの社説は通常、最終ページから2ページ目に掲載されているが、なぜ1面に掲載することにしたのか。

発行人のアーサー・ザルツバーガー・ジュニア氏は声明で、こう説明している。

「今日のようなデジタル時代でも、フロントページ（1面）は、問題を浮き彫りにし、注意を喚起するのに、非常に強力な手段である」

「さらに、市民を守ることができないという国家の失態以上に重要な問題があるだろうか」

「銃による惨事を見逃しているわが国の無能さに対する不満と怒りを強く、明確に伝えるのが目的だ」

同紙は、スマートフォンやタブレット端末で読むオンライン版でも、この社説をトップニュースに入れて、紙面では1面に掲載したことをオンラインの読者にも知らせた。

銃保持の支持者は、憲法修正第2条で保障された権利があると主張する。しかし、社説は、「どんな権利も無制限ではなく、合理的な規制は免れない」と主張した。

「知りたい」という読者の渴望は、オンラインに無限の情報があるからこそ、増している。それに比べられる、しかもテレビにはできない、タイムズやポストのようなルポなどがあってこそ、タイムズの社説も威力を発揮する。

放送時評

在京民放局が動画配信サービスを開始

背景にTV接触量の減少

上智大学教授
音 好宏

2015年は、動画配信サービスが注目を集めた年だった。その代表は、何と言ってもNetflixのサービス開始であろう。有料動画配信サービスとして米国で急速に加入者を伸ばしたNetflixは、現在では、米国のケーブルテレビから加入者を奪う存在にまで成長している。

日本でも、昨今のインターネットを介した動画接触の日常化、スマートフォンなどタブレット端末の普及などを背景に、成長が期待される新たなメディアサービスとして、動画配信サービスは早くから注目されてきたが、米国で実績を持つNetflixの日本市場への参入により、弾みが付いた格好だ。

ただ、日本での有料動画配信サービスは、先行

してサービスを開始していたNTTドコモとエイベックスによるdTVや、日本テレビ系のHuluなどと競合する形で、昨年、Netflixの他、アマゾンによるプライムビデオがサービスを開始するなど、やや乱立気味。そのために一部では、有力コンテンツの奪い合いが起こっているという話も聞こえてくる。

いずれにしても、昨年の動画配信サービスの活発な動きを捉え、15年を「OTTサービス（ネット回線を通じ動画などを提供するサービス）元年」と称する声が高まるように、世間の動画配信サービスへの関心も高まっている。そこで注目されるのが、日本で最大のコンテンツメーカーである地上放送局の動向である。もちろん地上民放局は、動画配信サービスの有力なコンテンツの供給元であるとともに、その民放局自体が、有料動画配信サービスに乗り出している。加えて注目されるのが、昨年10月にスタートしたTVerである。これは、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビ、テレビ東京の在京民放5局が連携して、「民放公式テレビポータル」として立ち上げた。利用者はTVerのウェブサイトで、または専用スマホアプリで、参加テレビ局から提供されている番組をオンエアから1週間に限って、無料で視聴できるという無料広告モデルの動画配信サービスである。

「TVer」開始の背景

では地上民放局が、このTVerを始めた背景

には、何があるのだろうか。

広告収入をその主たる財源とする地上民放局にとっての最大の課題の一つは、テレビ接触量の低下である。「若者のテレビ離れ」が指摘されて久しいが、これまでのメディア利用調査では、テレビ視聴量が減ることがなかった60代においても、テレビ接触時間が減少する一方で、インターネットの利用時間が上昇するといった調査結果も表れている。多メディア化、多チャンネル化の進展によつて、相対的にテレビ接触量が低下するという事態が加速しているのである。

今の地上民放局は、その収入の9割以上を広告収入に頼っている広告依存型のビジネスである。それ故に接触量の低下は、そのまま媒体価値に響いてくる。その接触量を科学的に示す重要な指標となるのが視聴率データである。広告主と民放局との広告取引の現場において、視聴率データは、広告放送ビジネスの「通貨」のような存在となっている。

メディア利用者のテレビ接触量の低下は、視聴率調査で言えば、HUT（総視聴率）の低下という形で顕在化している。

もちろん、実際にはテレビ番組を視聴しているにもかかわらず、これまでの視聴率データには表れなかったケースもある、例えば録画視聴などはその最たるものである。例えば、ハードディスク・レコーダーの普及などにより、録画視聴の増加が指摘されているが、これまでの視聴率調査では、リアルタイム視聴しか捕捉されなかった。そのようなこともあり、昨年春からは、録画番組の

視聴を測定した録画視聴率のデータが、別途、測定されることとなった。

しかし、録画視聴がデータ化されたとしても、単純にリアルタイム視聴の視聴率データに足し上げて番組の視聴率データとすることはできない。録画視聴については、CM部分をスキップして視聴している可能性が付きまとうのである。既に民生用のハードディスク・レコーダーには、CMスキップの機能の付いたものが一般的になっている。そのため、録画視聴がデータ化されたとしても、広告主との取引過程において、CMスキップへの懸念は、民放側にとっては攻め込まれやすい課題となる。

また、連続ドラマの視聴のように、初回は見たとしても、次回以降のどこかを見逃してしまうと、継続しての視聴をやめてしまうといったケースも多い。逆に途中から視聴を始めるケースは少ない。この「見逃し視聴」を、CMスキップの懸念なく行ってもらえる仕組みづくりは、広告収入に依存する地上民放局にとって大きな課題であった。その方策の一つとして検討されてきたのが、CM付き無料動画サービスのTVerである。

他方、インターネットの普及で、放送局の許可を得ずテレビ番組が動画投稿サイトに、アップロードされるケースは後を絶たない。国内の動画投稿サイトでのアップロードに関しては、動画投稿サイト側と連携して取り締まることで減少傾向にあるが、海外からのアップロードに対する取り締まりは、国内のようにはいかなのが現状であ

る。無料広告モデルの動画配信サービスであるTVerのスタートは、このような違法アップロード対策にもつながるのである。

好調な滑り出しで始まったTVer

10月末から始まったTVerは、当初の予想を大きく上回り、サービス開始から3週間で100万ダウンロードを突破したという。必ず流れる広告も、当初は、自社の番組宣伝ものばかりが目立ったものの、徐々にTVer向けの広告も付いてきている。インターネットによる広告出稿を検討しているスポンサーなどを中心に、TVerへの広告出稿に高い関心を示しているという。

このように出だし上々のTVerだが、課題も少なくない。

例えば、サービスの運用に関して完全に在京局の足並みがそろっているわけではなく、フジテレビ、テレビ東京の番組に関しては、TVerのサイトからアクセスしても、一度、自社のサイトに誘導してからの視聴となる。また、提供される番組も60番組程度とまだまだ少なく、提供されている番組のラインアップを見ても、このシーズンの看板ドラマを投入している局もあれば、逆に看板ドラマがラインアップに入っていないという局もある。TVBSは現在、民放連会長社ということもあって、TVerには最も積極的で、「下町口ケット」など、15年秋クルールの看板ドラマを提供していた。関係者によると、TVerでの番組別の利用状況でも、TVBSの番組へのアクセスは、他

局のそれに比べ高いという。

また、TVerの利用者のデータ捕捉をするためのシステムは、まだ整っていない。TVerの番組視聴は、スマートフォンやネットワークに接続しているPCによる接触のため、利用データが簡単に捕捉されそうだが、そう単純ではない。例えば、誰がタブレット端末を利用していいのかを特定できるわけではないため、視聴率調査データのような統計学的に見ても一定の精度を持った調査データを出すためには、今後、システム構築が必要となる。いかなれば、視聴率データのような広告取引の現場で指標となるような調査データの整備は、まだまだこれからというのが実情である。

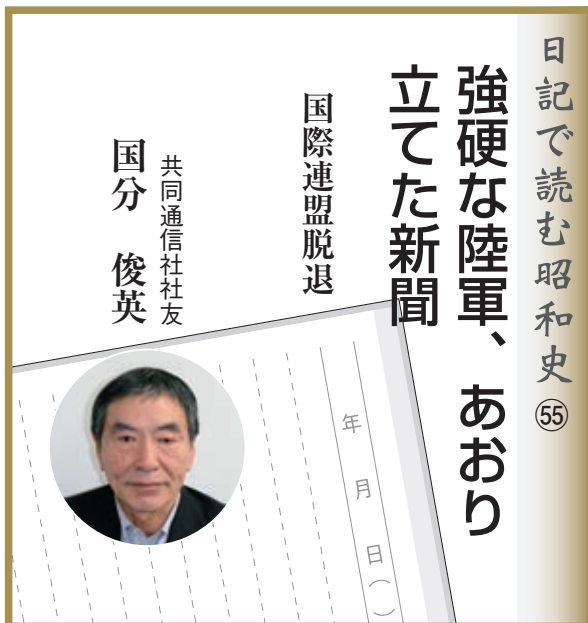
ただ、いずれにしても、TVerのサービス開始は、既存民放が、既存の制度の下で、これまでの広告ビジネスモデルを堅持しつつ、ネット時代を生き抜くための数少ない選択肢の一つであることは確かだ。ただし、そこに秘められたもう一つの大きな問題がある。それはローカル局の問題である。

今、TVerに在京局以外で番組提供しているのは、BS局と、在阪、在名局のみである。東京、名古屋、大阪の広域局以外のローカル民放局は制作力が低いのも事実だが、TVerが成長していけば、ローカル民放局と競合関係になることは容易に想像が付く。TVerという民放の生き残り策は、ローカル民放局によっては、新たな脅威を身近に抱えたことになるのではなからうか。ローカル民放局が、今後、どうTVerと向き合っていくのか。その対応が注目される。

日記で読む昭和史 ⑤⑤

強硬な陸軍、あおり立てた新聞

国際連盟脱退

共同通信社社友
国分 俊英

美人画と「宵待草」の作詞で大正ロマンを代表する竹久夢二は1933（昭和8）年、ドイツに滞在、ヒトラーが政権を握ったベルリンの情景を日記（『夢二日記』）に記す。ナチスによるユダヤ人迫害が始まっていた。「ユダヤ人経営の店にはJudaとかユダヤのマークをガラスへペンキで貼ったところもある」。そのさまを見て「どこか猶太人の住むところはないのか」と思う。そして「思ひ上がったナチスの若者の、鉄兜の銭入れ（かぶと）がちやつかせてゆく勇ましさも何か寂しい」（4月1日）。夢二には、ヒトラーの台頭と国際連盟を脱退し孤立化する日本が二重写しになったのだろう。懸念と不安を抱く。「避雷針のついた鉄兜をきたヒトラーが何を仕出かすのか、日本とい

ひ、心がかりではある」

夢二は32年に米国から欧州に渡り11月28日、スイスのジュネーブで開かれている国際連盟の理事会を傍聴した。満州事変と満州国についての「リットン報告書」をめぐる討議が終了、問題を総会に移すことを決めた、ちょうどその日であった。松岡洋右を首席全権とする日本代表団はジュネーブで最高級のメトロポールホテルを借り切つて宿舎にしていた。夢二はこのホテルで「公使や代議士に逢う」などした。その時のことを、こう記す。「故国はたとへ焦土と化すとも満州は守らざるべからず、とやらを掲げた使節たち、悲憤慷慨の新聞記者諸君」

31年9月18日、関東軍の謀略により奉天郊外の柳条湖で満鉄線が爆破され、これを中国側の仕業だとして始まった満州事変。中国が国際連盟に「紛争調停」を提訴したことにより、国際問題化する。連盟は理事会で「紛争解決決議」を採択、日中双方に「事態悪化防止」、日本には「期限付き撤兵」などの勧告を相次いで行う。理事会議長も日中の「直接交渉」や「休戦」案などを提示した。常任理事国の日本は若槻礼次郎首相、協調外交の幣原喜重郎外相は「事変不拡大」方針を決め、理事会で説明に努めたものの、そんなことはお構いなしに陸軍・関東軍は戦線を拡大し、満州全域の軍事占領を進める。

外交軽視の独善

関東軍司令官・本庄繁の『本庄日記』に、陸軍

省が事変発生12日後に決めた「満州事変解決二関スル方針」がある。「満蒙ヲ支那本部ヨリ政治的二分離セシムル為独立政権ヲ設定スル」とし、予想される米国や国際連盟の「干渉」に対しては「外交ノ範圍ヲ出ツルコトナカルヘキカ故ニ国民ノ鞏固ナル意思表示ヲ以テ」対応するとしている。独善的な対外強硬方針である。予想通り、連盟は日本への風当たりを強くする。米国も「兵力行使中止勧告」を皮切りに日本への厳しい対応を取り始めた。批判にさらされた日本政府は、連盟理事会に「現地調査団」派遣を提案、実現する。

英国のリットン伯爵を団長に英、米、仏、伊、独の団員から成る「リットン調査団」である。調査団はまず日本それから上海、南京、北平（北京）、満州を回り多数の要人に聴取し、現場を視察する。その調査団来日前に、関東軍は錦州を無差別爆撃・占領、各国の目を満州からそらす狙いで国際都市・上海でこれも謀略により「上海事変」を引き起こす。調査団が東京に着いた翌日の32年3月1日には「満州国建国宣言」を発表させる。武力により既成事実を積み上げ、斎藤実内閣は9月15日、満州国承認に踏み切る。同時に締結された日滿議定書で、満州国の軍事は日本軍が当たり、日本人を官吏として起用することなどを取り決めた。かいらい政権の樹立である。

これより2カ月前の7月14日の内大臣『牧野伸顯日記』。牧野は、調査を終えて帰国するリットン団長が東京・英国大使館で開いた晩餐会に出席した。リットンには牧野に「非常に昂憤」して迫

る。「自分の利害問題については殆ど連盟を眼中に置か(ず)、東洋の事は総て勝手に取り扱(う)う態度は実に面白(く)からず」「日本は全世界を向(む)ふに廻(まわ)し、毫(すさ)も相談の余地なき態度、諒(りやう)解(かい)に窮(きゆう)む」——連盟や国際世論を無視し続けることへの非難である。これは10月2日公表された「リットン報告書」の基調となつてにじみ出てくる。

「(満州事変は)正当な防衛手段とは認められない」「満州国は(中国人の)純粹で自発的な独立運動によつて生まれたものとは考えられず、日本軍の存在と文官・武官からなる日本の活動によるもの」。「自衛の行動」などとする日本の主張を全否定した。そして、日本軍は元の満鉄線付属地に撤退し、満州を非武装地帯とする。日本のそれまでの權益を認め、満州に「自治的」地方政府を設け、これには日本人が多数を占める外国人顧問を任命する」ので、そのため「日滿支の諮問會議を設け、日支交渉會議を開け」と提案した。

天皇は「私は報告書をそのまゝ、鵜呑みにして終ふ積りで、牧野、西園寺(公望、元老)に相談した処、牧野は賛成したが、西園寺は閣議が、はねつけると決定した以上、之に反対するのは面白くないと云つたので、私は自分の意思を徹することをおし止まつた」(寺崎英成御用掛日記『昭和天皇独白録』)という。天皇がいう閣議(高橋是清蔵相は欠席)では、荒木貞夫陸軍相が「報告書は一片の旅記にすぎない」とこき下ろし、「国を焦土にしても(満州国を守る)」と言明していた内田康哉外相らを含め、猛反発した。

世界見ず感情的論調

新聞がこれに輪をかけて。朝日新聞「全編到處に不利、非友誼の記述」「終始認識不足の跡に満つ」。大阪朝日は「連盟、謬點を固執せば決然脱退も辭せず」と、早くも連盟脱退論を見出しに打ち出した。11月19日、報告書の誤りを正すとして、政府は意見書を連盟に提出する。すると「満州国の承認が根本——リットン報告書を巨細に指摘、断然たる決意行間に躍動」(朝日)といった調子である。朝日に限らず各紙とも悪罵を並べ、挑戦的な言葉でリットン報告書を批判した。その1カ月後、全国の新聞社と電通、新聞聯合両通信社を含む132社は「共同宣言」を発表する。「満州国の存立を危うくするが如き解決案は断じて受諾すべきものに非ざることを、日本言論機關の名に於て茲に明確に聲明するものである」。

長年の不況の脱出口を満州に求めようとする空気を背景に、新聞の強硬論は受けた。「ますますリットン報告書に對する新聞の論調が強くなる」と西園寺の秘書・原田熊雄は『西園寺公と政局』に記す。陸軍はさらに満州と中国を隔てた万里の長城に隣接する熱河省占領に向けて動きだす。「熱河省は満州の一部」という理由からだ、外交上も「害あつて益なき紛争」と思いとどまるべきだとする原田に、荒木貞夫陸軍相は言い放つ。「何をやったところで(世界から)よく言われる氣遣いはないのだから、よい子にならうなんか考えたら大間違いだ」。33年元日、熱河省で日中武

力衝突が起きる。

松岡洋右は「必ず纏めてまいります」と西園寺に伝言し連盟総会に赴く。松岡は満鉄副総裁から衆院議員に転じ「満州は日本の生命線」が信条。「焦土外交」の内田外相、全権団には満州事変の首謀者・石原莞爾中佐が「陸軍からの監視役」として随行し「連盟などどうでも構わぬ」という態度だった(土井勇逸『国連連盟脱退管見』)。日本の立場が日増しに悪化する中で、まとめるにも松岡の選択の余地はなかった。

33年2月1日の閣議。高橋蔵相が斎藤首相の「連盟脱退することはならん」との氣持ちを代弁するかのよう、荒木陸軍相に迫る。「外交を陸軍がひききつてゐるような形で、新聞なども二言目にはすぐに(連盟)脱退だのと騒ぎ立てる。外交に關して事々になぜ陸軍が聲明したりするのか」。荒木は「連盟に入つてゐればこそすべての點で拘束され自由がきかない。連盟さえ出れば、どんなことでも思いのまゝ、やつてもいい」と脱退の主張を展開する。内田外相も「國論は少数の強硬論に引張られて行き易い。知識階級の議論はいかに合理的であろうとも実行力乏しい。多少極端でも実行力のある強硬論を以つて國力を固めた方が実現の可能性が多い」と脱退論を述べる(原田『西園寺公と政局』)。

自国中心の対外強硬論で押し通す陸軍。それに同調し、国際情勢全体の中の日本を見ないで情緒的な報道を続けた新聞が連盟脱退、国際的な孤立化をもたらした。

海外情報 中国 PM2.5被害の裏で高まる パロディーブーム



北海道大学大学院
博士課程

ろ
魯
ル
そう
諍
チ
エン

11月29日から連続4日間、北京は史上最悪と言われる大気汚染に見舞われ、PM2.5の濃度は基準値の22倍にも達した。ちょうどその時期はパリで開催されていた国連気候変動対策会議（COP21）と重なり、世界中のマスコミが中国の深刻な大気汚染問題を取り上げた。ロイター通信の記事はあるジョークを引用した。

「おばさん、スモッグの影響はいかがでしょうか？」「それは影響が大きいさ。まずよく見てごらん、おばさんじゃなく、おじさんだよ！」
これは街頭取材をモチーフにしたジョークだ。記者が目の前にいる取材相手の性別すら判別できないほど空気が濁っているのをやゆしている。実は、このジョークは既に去年から北京で出回って

いたやや古いものだ。近年、北京スモッグの被害に怒りを覚える中国のネットユーザーたちは風刺を交えるジョークを大量に創作し始めた。ジョークはSNSを通じてネットユーザーにシェアされ、あつという間に広がっている。

パロディーが飛び交うネット空間

今回の北京のPM2.5被害について、筆者も使っているWechat（微信）中国版LINE）は、連日ジョークであふれ返っている。中国ではもちろん社会問題をめぐりストレートに政府を批判するわけにはいかない。従って動画やアニメ、写真を駆使したパロディー作品を創作し、その不満を表現することになるが、ネット上では競い合うように意匠を凝らした作品が目白押し。深刻な大気汚染で市民生活は沈み切っていると日本では報じられがちだが、意外にしたたかな批判的精神がネット空間を覆っている。

例えば、人気歌手汪峰のヒット曲『北京北京』をモチーフにしたパロディー。原曲の歌詞は「人々はもがきながら慰め合い、抱き合い風前の灯のような残夢を探し求める……私はここで生きて、ここで死ぬ……ここで折り、ここでさまよう」と、地方から北京に出てきて、不安や悩みを抱えながら懸命に生きる若者たちの姿を歌う。2012年の人気ドラマ「北京ラブストーリー」の主題歌となり大ヒットした。パロディー版は「誰が霧の中で生きて、霧の中で死ぬ。霧の中でもがき、霧の中で窒息する」と書き換え、PM2.5を前にした

人々の無力感を表現すると同時に、「人々は濃霧の中で思索し、互いに問いただす環境汚染の解決策を探し求める。誰が発展を強調し、目先の利益にとらわれ、誰が無断採掘し、残された課題を無視するのか」と環境を犠牲にする発展政策を批判した。曲に合わせた動画も制作され、スモッグに包まれた北京の街やマスク姿の市民が映し出される。

この問題に限らず、近年中国ではいろいろなネタを基に「作品」を創作、ネット上で公開するクリエイティブ活動が活発化している。クリエイターたちは「段子手」（「段子」は中国のお笑い芸に使われているネタのこと）で、ギャグセンスがある



北京五輪の「鳥の巣」スタジアム前でマスクをしてばい煙や土ぼこりを収集する「堅果兄弟」（新浪網から）
<http://news.sina.com.cn/o/2015-12-01/doc-ifxmazpa0549794.shtml>

作者という意味)と呼ばれ、その創作意欲は旺盛で都市の渋滞問題から一人っ子政策の廃止のような社会的イシューまで幅広い。

パロディーをめくり高まる論議

「段子手」が大受けする現象について、「深刻な社会問題をジョークとして扱い、解決に何の役にも立たない」と批判する声も高い。12月2日付『広州日報』は「スモッグ注意報はジョーク作りより大事だ」との評論を発表し、「スモッグに関するジョークはナンセンスで、たちまち喧嘩(けんか)の中に散っていく。結局、市民はPM2.5問題にますます鈍感になってしまふ」と批判した。『泉州晚报』も「ブラックジョークを『反抗』だと錯覚させるだけで、何も変わらない」と書いた。パロディーブームは、正当な訴えを表現できずに風刺や自嘲的なサブカルチャーに身を委ねる「阿Q精神」にすぎないと考える人も多い。

逆に、機関紙は「段子」の流行を「庶民の声」として捉えている。例えば『光明日報』は12月3日の社説で「スモッグ問題を扱う作品の投稿ブームも、人々の心の中の環境保護意識の覚醒であり、個人の権利の表明でもある。民意を結集し、環境保護対策の反省を求め、圧力を高め、改善を促している」と論じた。新華網や人民網など主流メディアのサイトもこの社説を転載した。いつも政府を擁護する論調の『環球時報』でさえ、社説で「今回、政府はやるべきことの一部はやった。ここに至っては、まずネット世論のガス

抜きはやむを得まい。イライラすることは事態を悪化させる。人々もスモッグの管理、解決の難しさを知っている」と指摘した。反日デモの際の歯切れのいい論調は姿を消し、政府をかばいつつも、民衆の不満も受け止めるよう促している。

実際、前述の『北京北京』の例が示したように、最近の「段子手」の活動は単なる気晴らしにとどまらず、潜在的な訴えを文化的実践によって表出しようとする意図が垣間見える。しかも、こうした活動はネット空間にとどまらず、より実際的な行動に移る傾向も目立つ。

例えば、ハンドルネーム「堅果兄弟」という34歳の青年は、ネットで投稿された大量のジョークから、PM2.5問題の深刻さを知り、それをきっかけに、「塵埃(じんあい)計画」と名付けた活動を始めた。彼は今年7月24日から毎日4時間、工業用掃除機を押しながら、北京の街を歩き回ってばい煙と土埃(ぼろり)を収集し続け、活動の一部始終をネット上で公表した。そして100日たった11月30日、彼は収集した塵灰を河北省唐山市のレンガ製造工場へ持ち込み、レンガを焼き上げた。レンガの写真はSNSで公開され、再びネット世論の注目を集め、マスコミも大きく報じた。

12月5日、彼はレンガを北京のある建築現場に、持ち込み、建築物の一部に利用し計画を終えた。だが、彼はレンガの在り場所を明かさず「埃は埃として消えるべきだ。姿は見えないが人類の生存に影響することを暗示したい」と語った。

活動は13年に思い付いたが、資金の問題で実現

できなかつたという。今年になって、ようやく必要な資金約40万円を調達でき実行に移した。主に他のアート展示活動で得た広告収入や個人からの援助だったそうだ。

こうした活動は政治運動と名付けられない。ネット上のクリエイターたちは世論形成のための意識的な活動に参加するのではなく、むしろ非政治的で、時々「無意味」だと見なされる文化的パフォーマンスという色彩が強い。だが、ネット空間で共感するユーザーたちは、現実社会で表現し、ネットを介して私的リアリティーと社会的リアリティーの間で回路を築き上げる。6億7千万人規模のネットユーザー(中国インターネット情報センターの統計資料)たちが、特定の社会的関心事によってつながる潜在力にはもはや無視できない。

特に近年、個人が微信で公式アカウントを立ち上げ、積極的に情報発信する活動がブームとなった。各種のアカウント数は1000万を超えた。当然、アカウントの間でそれなりにコンテンツ販売の競争も繰り広げられる。広告や投資を獲得するために、読者の目を引く「ネタ」を使って、フォロー数や閲覧歴を増やそうとする。実際、SNS利用者同士のつながりを宣伝手段とし、合成写真を使って大気汚染の状況を誇張し、マスクなどの商品販売を行うケースも少なくない。逆に、政府はネットを管理するための規制を次々と打ち出す。ネットは「北京スモッグ」で活躍するクリエイターを含め、さまざまな勢力がしのぎを削る空間となっている。

メディア談話室

各社でばらつく実名と匿名報道

元共同通信社社会部長
井内 康文

実名は事実の核心です。……5W1Hは、情報の必須要素です。その中でも「だれが」は絶対に欠かせない要素です。ほかのどれか一つ、たとえば「いつ」がなくても情報は成り立ちます。……ところが「だれが」は違います。ちょっと考えてみれば「だれが」のない情報は情報とは言えないことが分かるはず。……「だれが」「なにを」は、情報の核なのです。

右は日本新聞協会が2006年12月に発行した「実名と報道」の「なぜ実名を求めるか」の「事実の核心」の1節(44頁)である。いわば「実名報道」のドクトリンだ。しかし最近の報道は「核抜き」記事が目立つ。一つの新聞社でさえ実名と匿名報道が入り乱れて見苦しい。不祥事を起こし

た教授の懲戒処分を大学が実名で発表したのに匿名にする新聞が続出した。そこで在京各紙の実名度を測った。朝日は0点だった。現役諸君は「実名と報道」を読み返し、「実名報道」の意義をかみしめてほしい。

日大名誉教授、暴力団元幹部からの借金で解職処分

昨年11月の第2週、新聞の実名・匿名報道は大揺れに揺れた。まずNHKが9日正午のニュースで「日本大学名誉教授 山口組元幹部から2000万円借金」と特ダネを放った。さいたま地裁越谷支部の公判で名誉教授(77)が「10年前に借りた」と証言した、という。NHKはこの裁判記録を押さえていた。「日ごろから付き合いがあり、軽い気持ちで借りた。これまで返済を求められていないので借りたままだが、そのうち返すつもりだ。反社会的勢力だから全てが悪いというのはおかしいと思う」という本人の説明を報じた。あっけらかんとしている。

NHKは2日、日大当局に内部調査の内容を確認して報道した。名誉教授を実名報道しても何の問題もない。それなのにNHKは初報から10日午後、日大が法科大学院の非常勤講師の解職処分を実名で発表した後も匿名を維持した。

各紙は当然、NHKを追った。10日付の朝刊は産経だけが実名。共同通信は、日大の発表を受け10日午後9時9分に実名の番外(速報)を打った。「日大が取材に対し、山岡永知名誉教授と明

らかにした」と「おことわり」の必要のない記事の書き方にした(編集局幹部)。

11日付朝刊(以下、いずれも東京の14版)は読売と毎日「おことわり」を載せ実名報道。毎日「元暴力団幹部からの借金問題で、毎日新聞は、日大名誉教授をこれまで匿名としてきましたが、日大が名誉教授を解職したことや、大学や学生らに問題の影響が広がっていることを踏まえ、実名に切り替えます」とした。朝日、日経、東京と時事通信は匿名のままだった。

山口組元幹部(82)についてNHKは、同組ナンバー3の「顧問」を務め、高齢を理由に3年前に引退した、と匿名で報じた。各紙もそれに倣った。公平に扱うならこれも実名と思うが、2紙の「おことわり」には説明がない。

教え子の論文盗用で早大准教授、懲戒処分

11日付朝刊で産経が「教え子論文を無断使用 早大准教授を停職処分へ」と匿名で抜いたが、各紙は発表待ち。早大は13日、教え子3人の学位論文を盗用したとして商学学術院の田村泰一准教授(51)を同日付で停職4カ月の懲戒処分にした、と発表した。報道によると、問題の論文は田村准教授が平成25、26年に発表した計4本。早大は昨年夏に疑惑を把握した。調査委員会で調査の結果、准教授が出典を明示せずに著作権を侵害した、と認定した。

准教授を産経、毎日、日経、共同と時事は実名

表 1

	日大名誉教授の暴力団から2000万円借入金事件：2015/11/1、解職処分を受けた山岡永知名誉教授の報道(大学は実名で発表)		早大准教授の教え子論文盗用事件：11/13、停職4カ月の懲戒処分を受けた田村泰一准教授の報道(大学は実名で発表)		実名度
社名	紙面とWEB	報道状況と(評点)	紙面とWEB	報道状況と(評点)	合計点
産経	11/10付朝刊	最初の実名報道(2)	11/14,朝刊	実名(1)	3
毎日	11/11付朝刊	実名(1)+おことわり(0.5)	11/14,朝刊	実名(1)	2.5
共同	11/10WEB	実名(1)	11/13WEB	実名(1)	2
読売	11/11付朝刊	実名(1)+おことわり(0.5)	11/14,朝刊	匿名(0)	1.5
時事	11/10WEB	匿名(0)	11/13WEB	実名(1)	1
日経	11/11付朝刊	匿名(0)	11/14,朝刊	実名(1)	1
東京	11/11付朝刊	匿名(0)	11/13WEB	WEBだけ実名(0.5)	0.5
朝日	11/11付朝刊	匿名(0)	11/14,朝刊	匿名(0)	0

報道。しかし読売は匿名に転じた。東京はWEBでは実名報道だったが、紙面は「ボツ」。朝日は2件とも匿名だ。朝日の「お客様窓口」にメールで理由を問い合わせたが、返信はなかった。

問題は、早大がわざわざ実名で発表したのに朝日と読売が匿名報道した点だ。匿名報道の「おことわり」も出していない。

これらのばらつきを一覧表(表1)にした。私流に実名度を評点した。産経が最も高く合計3点。日大で最も早く実名報道したので2点、早大でも実名で1点を獲得した。毎日と日大実名の「おことわり」で0.5加算して2.5点。共同は2点。読売は日大実名と「おことわり」で1.5点、時事は早大の実名だけで1点。日大匿名の東京は早大のWEB実名で0.5点。両方とも匿名だった朝日は0点となった。

懲戒処分を実名発表しても匿名報道

大学がせっかく実名で懲戒処分を発表しても新聞・通信社が匿名報道したのは東京だけではない。11月末、九州と関西でも起きている。こういう一連の「核抜き報道」は「欠陥報道」というばかりでなく「知る権利」の侵害ではないのか。

福岡教育大は26日、林寄和彦准教授(45)が、授業中に安倍政権批判や安全保障関連法案反対のデモの練習を学生にさせたとして、同日付で停職3カ月の懲戒処分にしたと実名で発表した。発表によると、林寄氏は7月21、22日、授業中に安倍

法案反対デモに参加するよう呼び掛けた。「戦争法案絶対反対」と発言し、学生に復唱するよう促した。林寄氏は21日、別の授業中に飲酒、学生にも飲ませた。他にも、今年度分の授業計画を示す「シラバス」の作成を大学側から再三求められながら怠った。

大学側は「以前も別件で懲戒処分を受けたことも重視した。教官が授業中に優越的地位を利用し、自らの意見を押し付けてはならず、一連の言動も教員としてふさわしくない」とコメントした。この辺りが実名発表の理由らしい。

WEBで見ると実名報道は共同と産経だけ。読売、時事と毎日には匿名だった。西日本は27日付紙面で匿名報道。しかし産経、朝日も含め東京の同日付紙面は全紙「ボツ」だった。

大阪大は27日、外国人研究者らの宿泊施設の利用料を着服したとして、施設の管理を担当していた金井克典職員(50)を同日付で懲戒解雇処分。実名で発表した。10年から続いていて着服金額は3700万円に上る見込みという。

これを実名報道したのは共同と読売(28日付大阪市内版)だけで他は匿名だった。東京の紙面はほとんどの新聞が「ボツ」で扱いは冷たい。実名発表は、ないがしろにされた。

新聞協会によると、「実名と報道」は、WEB報道など最近の情勢の変化に対応すべく3月の改訂版発行を目指して作業中。コンパクト化するが、「事実の核心」は維持するといふ。

論文引用めぐり大学教授同士が争い

マスメディア関連の裁判を見る (78)

(平成26年(ワ)第7527号(著作権確認等請求事件、東京地裁)同27年(ネ)10078号(同、知財高裁))

佐藤 英雄

著作権が専門の大学教授が、発表論文を盗用されたとして、別の大学で著作権を教える知り合いの大学教授らを訴えた著作権確認等請求事件。

東京地裁(東海林保裁判長)は、平成27年3月27日、原告論文の著作物性を肯定し、被告ら2人に対し、原告論文の引用に、著者の氏名を表示しなかった著作者人格権侵害で弁護士費用を含め22万円の損害賠償を、被告の所属学会にはウェブに掲載した会報原稿の削除を命じた。

原告は、これを不満として控訴したが、知財高裁は平成27年10月6日の判決で、著作権侵害に係る賠償額は一審判決通りとし、代理人の弁護士費用を原審の10倍に当たる20万円に増額した。

民法の不法行為責任を問う原告

原告(東京都国立市)は、大学教授で専門分野は知的財産権(特に著作権)。平成19年12月、電気通信普及財団発行の研究調査報告書22号に「通信と放送の融合に伴う著作権問題の研究」と題する研究論文を発表している。

被告Aさん(大阪市)は、大学院研究科で情報

技術(IT)分野における技術標準化と知的財産権の関係を研究している大学教授。被告Bさん(名古屋市)は、同大学院を修了して学位を取得したが、在学中はAさんを指導教授として研究をしていた。

子弟関係にある2人は、平成24年3月から5月にかけて、電子情報通信学会発行の『信学技報』に「通信・放送融合における著作権問題」裁判例と各国の比較から導く日本著作権法のありかた」(注、共著論文1という)と「IPTVサービス

における著作権問題」デジタル映像コンテンツの流通促進に向けて」(注、共著論文2という)などを発表している。

さらにAさんが勤務する大学院を運営する学園(大阪市)と被告の論文をCDやウェブサイトで発表した情報処理学会(東京都千代田区)も訴えられた。

原告は被告論文の中に、それぞれ原告論文の記述とほぼ同一の記述があることを前提に、これらが原告の著作権(複製権または翻案権)と著作者人格権(同一性保持権と氏名表示権)を侵害する

不法行為であり、また、学術論文を他人に盗用されない利益を侵害する一般不法行為(民法709条)を構成し、被告学園は被告Aの各不法行為について使用者責任(同法715条1項)を負うなどと主張して、総額550万円の損害金の連帯支払いを求めた。

さらに、2人の被告に対して、著作者人格権侵害に基づく名誉回復措置請求(著作権法115条)として謝罪広告の掲載、被告学会に対しては、運営するウェブサイトから論文および著作者名表示の削除などを求めた。

論文の末尾に引用文献を掲載

原告の主張は次の通り。

①論文中の原告各表現は、論文の重要な部分であり、原告自らの調査・研究成果そのものを表現した箇所であるから、いずれも創作性がある。

②原告論文は独自に調査、考察した結果を踏まえて、通信と放送の融合の進展に伴って新たに生まれた放送形態であるIPマルチキャスト放送に焦点を合わせ、著作権法上の扱いをめぐる問題や平成18年著作権法改正後の課題について検討した研究論文で、学術の範囲に属する言語の著作物に該当する。

③被告ら共著論文1の中の被告表現2についてのみ引用の抗弁を主張しているが、被告表現2のうち104ページの記述については、引用箇所を特定する注釈すらなく、また、論文の末尾に引用した

文献を掲載するのみでは、引用文献との結び付きが明らかでなく、明瞭区別性の要件を満たさないから、「引用」が成立する余地はない。

一方、被告らは、被告ら共著論文1において、脚注を用いて筆者名および題号を記載した上で、さらに末尾では筆者名、発表年、題号および引用した文章の所在を示すURLを記載しており、公正な慣行に合致する引用を行っていると主張した。

また、共著論文2の原告表現1(422文字)および原告表現2(271文字)の部分的な複製が問題となつているだけで、原告論文全体のわずか6%を占めるにすぎない。さらに、被告ら共著論文1の105^六では、原告論文の引用部分にカギかっこを用いて、明瞭に区別して認識できるようにしている。よって、被告表現2は適法な引用であり、著作権侵害は成立しない——などと反論した。

東京地裁は、次の通り判断(要旨)した。

(1)複製権や翻案権を含む著作権は、被告が論文を投稿している学会との間で、著作権譲渡契約がされていて、権利は被告学会に移転している。その契約解除に係る原告の主張は採用することができないから、仮に被告ら論文が原告論文を複製し、または翻案したものであるとしても、それが原告の複製権または翻案権を侵害したものと認めないことは明らかである。

(2)被告ら共著論文2は表題、本文、図表、

文献の表示などを含めて6^六の論文であるところ、このうち原告論文と共通する被告表現1の部分は1^六の4分の1にも満たない分量である。それが原告論文の表現に対して「改変」を加えたものであるということではできない。従って、被告ら共著論文2によって、原告論文の同一性保持権が侵害されたものとは認められない。

(3)被告ら共通論文2の被告表現1の記述は、原告論文の一部の記述を複製したものであるところ、そこには原告論文の著作者である原告の氏名が表示されていないから、このことは原告の氏名表示権(著作権法19条1項)を侵害するものと言わざるを得ない。

(4)原告の利益を侵害する一般不法行為であるとする主張に対しては、研究者の執筆・公表した学術論文を第三者が複製等によって利用したからといって、それにより研究者の学問の自由が侵されるものとは認められないし、当該研究者の能力、専門性ないし業績に対する評価が低下するものとも解されない。

(5)原告の名誉または声望を回復するために謝罪広告の掲載を命ずるまでの必要性があるものとはいえない。この他、本件全証拠によっても、被告Aによる各共著論文の執筆・公表によって被告学園が使用者責任を負うと解すべき事情を認めるに足りる証拠はない。よって、被告学園に対する損害賠償請求は理由がない。

移転できない著作人権

【後書き】研究論文の発表の場である学協会誌の投稿規定は、モデルがあつて、どこも似たり寄つたりである。投稿した論文は審査を通れば、掲載されるが、掲載論文の著作権は、その学会や協会に帰属するとしているのが一般的だ。

学協会誌に掲載された論文に問題があつて訴訟に発展した場合、どうするか、今回の場合、具体的な対処法は取り決めがなく、解決のめどが立たないまま日時が経過した。裁判所は、著作権財産権である著作権は移転しているが、著作人権は、著作人本人から他に移転できないことに着目して氏名表示権侵害で損害額を算出した。

引用は、著作権法32条で「引用の目的上正当な範囲内」で利用できる。肝心なことは、①引用に必然性があること②自分の文章が主、引用が従であること③引用文をカッコでくくるなど区別すること④引用先の出典を引用文の近くに書くこと——である。今回の例では、このうち、③と④が欠落し、「盗用」のそしりを受けた。

この引用制度は、明治32年に公布された旧著作権法に、「自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於イテ節録引用スルコト」は「偽作ト看做サス」とあり、百年を超える歴史がある。先進国にはそれ以前からあるルールだが、書籍末尾の「参考文献」と混同されて、なかなか浸透しない。

(朝日新聞社社友)

書評

軽部謙介 著

(岩波書店 2800円+税)

『検証 バブル失政』

『エリートたちはなぜ誤ったのか』



過ぎ去った2015年は考えさせられることの多い年だった。国自身がそれまで「クロ」としてきた安全保障政策が、時の首相が「シロ」と言ってひっくり返ったり、沖繩への非道な仕打ちを繰り返しながら政権への支持率が下がらなかつたりと、腑に落ちないものを抱えて年を越えたというのが正直な気持ちである。

言うまでもなく、それらはいずれも「戦後70年」のキーワードと結び付いていた。至らぬ頭で考えを巡らせると、付随して必ず浮かんだのが「なぜあんな戦争を始めたのだろうか」とか「戦争責任をはっきりさせられなかったのはなぜか」との思いだった。そして、その後には「日本はまた同じ過ちを繰り返すかもしれない」との不安なり恐怖の続くことが多かった。

戦後日本の歩みを思い返すとき、経済面で忘れられないのがバブルの発生とその後始末である。と、やや紋切り型に書いたが、1980年代後半以降の20年間ほどへの思いは、個々人でもかなり異なると感じている。人生のどこでバブルとその後に遭遇したかにより風景が違う、と言ったら大げさだろうか。私事ながら、バブル後の90年代初頭に経済記者としてのスタートを切った身に「明」はまずなく、ほぼ10年間は「暗」ばかりであった。

本書における筆者のエネルギも、この時期

の経験や見た風景に根差していると強く感じる。あとがきで筆者は正直に告白する。「あの頃『これはバブルだ』などと確信して毎日を過ごしていたわけではない」と。しかし、まさにバブル真っ盛りの88年から3年間、大蔵省(現財務省)を担当した記者として「言い訳は通用しない」。本書を通して日本銀行や大蔵省の当時の政策決定過程を検証することが「敗者復活戦」なのだと言語を語るののである。

85年9月のブラザ合意をきっかけに急激に進んだ円高、それに伴う不況と円急伸に対応した度重なる公定歩合引き下げと、繰り返された巨額の財政出動。そして、その背景に横たわっていた米国の不均衡是正と内需拡大への圧力。バブル発生とその崩壊に至る政策的な構図は、これまでもあまた指摘されてきた。だが本書はそれをなぞるものではない。インタビュイヤーやオーラルヒストリーを通じた日米当局者の証言や場面を、政策決定の紆余曲折に沿い生々しく組み立て直している点が異彩を放つ。しかもその緻密さが徹底しているのである。

印象に残る一つが銀行の自己資本比率規制をめぐる部分だ。円高パワーを背に80年代後半にかけて邦銀の存在感が海外で高まるにつれ、銀行経営の健全性を保ち拡大路線の行き過ぎを抑えるとして、一定の自己資本保持をルール化する

議論が米英主導で起こる。87年秋に決着したこの規制の日本にとって最大の焦点は、保有株の含み益が自己資本に認められるかどうかであった。同年10月のブラックマンデーで一時的に下げたものの、株価はバブル期を通じて右肩上がり。株を大量に持つ銀行は、その帰結が死命を制する意味を持っていた。

含み益算入に否定的な米英に対して、最終的には大蔵省の主張が通り一部組み入れが可能となる。だが快く思わない米当局者は「いつの日かこの妥結を後悔する日が来ることを恐れている」と語ったという。

その後、バブル崩壊で大手銀行が軒並み株の「含み損」と不良債権処理に苦しみ、消滅や再編を余儀なくされたのは、ご存じの通りである。その「暗黒史」を思うと、米当局者の言葉を単に捨てぜりふと読み飛ばすことはできなかった。明治以降、わが国の政策を担ってきたのはエリート官僚である。敗戦前の陸軍であれば参謀本部で作戦立案に携われたのは陸大卒の「恩賜の軍刀組」だけとされ、その力は絶大であった。戦後、国民に選ばれた政治家が決定権を握るようになるが、霞が関や日銀のエリートが政策を描く構図は基本的に変わっていない。

問題はその政策が失敗したときである。先の大戦やバブル崩壊後を見るまでもなく、最大の被害者が国民である他方、政策決定に関わったエライ人々の責任が問われることは今に至るもこの国では多くない。そしてそのことは同じ過ちを繰り返すリスクを構造的にはらんでいる、というのが著者の問題意識であろう。異形の経済政策がまかり通る今こそ思い起こしたい。

(高橋 潤 共同通信社論説委員)

通信社が選んだ

平成27年(2015年) 10大ニュース

◎共同通信社

【国内】

- ① 安保法が成立、集団的自衛権行使可能に
- ② TPP大筋合意、国内では農協改革
- ③ 辺野古移設埋め立て工事強行、知事は承認取り消し
- ④ 「イスラム国」が後藤、湯川両氏の殺害映像公開
- ⑤ 新国立競技場計画見直し、五輪エンブレムも使用中止
- ⑥ 川内原発再稼働、東電事故の廃棄物処分と廃炉は難航
- ⑦ 首相が戦後70年談話、天皇陛下は「深い反省」
- ⑧ ノーベル医学生理学賞に大村氏、物理学賞に梶田氏
- ⑨ ラグビーW杯で日本初の3勝、五郎丸ポーズが流行
- ⑩ 関東・東北豪雨で大規模水害、口永良部島など噴火

〈番外〉最高裁、夫婦別姓禁止は合憲、女性再婚制限は違憲

【海外】

- ① 欧米や中東などで「イスラム国」関連テロが続発

- ② 欧州への難民流入増大、EUで受け入れ論争
- ③ 米とキューバが国交回復、断交後初の首脳会談
- ④ 南シナ海で米中緊迫、ASEANの対応には温度差
- ⑤ ギリシャ債務でEUが支援、欧州中銀は初の量的緩和
- ⑥ 米9年半ぶり利上げ、ゼロ金利解除し金融政策正常化
- ⑦ 中国主導で投資銀行設立、国内は景気減速、元切り下げ
- ⑧ ミャンマー総選挙、スー・チー氏率いる野党へ政権交代
- ⑨ VWの排ガス規制で不正発覚、全世界でリコール
- ⑩ FIFAの汚職事件発覚、業者と癒着で副会長ら起訴

〈番外〉COP21で温室ガス排出実質ゼロ目指す協定採択

◎時事通信社

【国内】

- ① 安全保障関連法案が成立
- ② イスラム国が日本人ジャーナリストら殺害

- ③ TPP交渉が大筋合意
- ④ 川内原発が再稼働
- ⑤ 戦後70年で安倍首相談話
- ⑥ 東芝不正会計で歴代社長辞任
- ⑦ 東京五輪の新国立競技場建設、エンブレム白紙に
- ⑧ 国が辺野古本体工事に着手
- ⑨ 日本人科学者2人がノーベル賞受賞
- ⑩ (1) ラグビーW杯で歴史的勝利
—(2) 外国人観光客激増、爆買い現象も

【海外】

- ① パリなど世界各地でイスラム国テロ
- ② 中東難民、欧州に殺到
- ③ 温暖化対策で新枠組み「パリ協定」
- ④ 中国経済にブレーキ
- ⑤ ギリシャ金融危機
- ⑥ 米艦、南シナ海で航行の自由作戦
- ⑦ アジア投資銀に参加表明50カ国以上、人民元SDR入り
- ⑧ ドイツ自動車大手フォルクスワーゲン排ガス不正
- ⑨ イラン核協議枠組み合意
- ⑩ (1) 米・キューバ国交回復
—(2) 9年半ぶり米金融政策転換

調査会だより

◎人口減少問題で共同・伊藤氏が講演へ

新聞通信調査会は1月13日（水）午後1時30分から、東京都千代田区内幸町にある日本プレスセンタービル9階の会場で1月定例講演会を開催します。講師は共同通信社編集局企画委員兼論説委員の伊藤祐三氏、演題は「人口減少問題への地方の取り組み」です。お聞きになりたい人は直接会場にお越しください。

◎出版補助事業、平成27年度は該当作なし

前号でお伝えした通り、新聞通信調査会は平成27年度から、メディア関係の研究調査を本にして出版する場合に補助金を提供する事業を始めましたが、条件に合う該当作がなく、見送りとすることを決めました。28年度も事業を継続することにしており、応募要領等が固まり次第、弊誌などに掲載します。

◎時事通信から『世界週報』などの寄贈を受ける

新聞通信調査会は昨年11月、時事通信社から同社発行の『世界週報』や『週刊時事』『週刊エルメディア』など420冊以上の週刊誌の寄贈を受けました。いずれも当調査会には無かったもので、併設されている専門図書館の通信社ライブラリーで見ることができます。

定価150円 1年分1,500円（送料とも）

発行所 公益財団法人 新聞通信調査会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル1階
☎03-3593-1081（代）FAX 03-3593-1282
E-mail: chosakai@helen.ocn.ne.jp

いずれかの方法で購読代金を前払いしてください

◇郵便振替口座 00120-4-73467

（通信欄に購読開始月も記入してください）

◇ゆうちょ銀行 ○一九 店 当座 0073467

（振り込む際、必ず上記アドレスにお名前、郵便番号、住所、電話番号、購読開始月を連絡ください）

印刷所 株式会社 太平印刷社
ISSN 2187-2961 ©新聞通信調査会2016

◎「格差社会」をテーマにシンポジウムを開催

新聞通信調査会は雇用、男女、世代、地域などさまざまな格差の現状を分析し、改善に向けてメディアの果たすべき責務を討議するシンポジウム「広がる格差とメディアの責務」を12月10日（木）に東京で開催しました。同シンポジウムには120人以上の人が聴講に訪れ、出席者による活発な討議が交わされました。

編集後記

▶明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。年頭に当たり読者皆様のご健康とご多幸を祈念いたします。

さて今月号のトップは、昨年11月に東京大学社会科学研究所の中川淳司教授が行った講演の内容要約です。同教授は国際経済の専門家で、大筋合意した環太平洋連携協定（TPP）についてその経緯、内容、可能性など詳しく聴くにはうってつけの人。読んでいただくとお分かりになると思いますが、その通りの講演でした。数年前に札幌に在勤していたので、北海道などの農林水産業界がオール反TPPであることは承知しています。大筋合意した後、どんな反応なのか知りたいところです。

▶軽減税率の制度案が固まりましたが、佐藤優氏が弊誌前月号で指摘した通り、公明党の力が強かったようです。メディアでは読売新聞がキャンペーンを展開し、給付型の財務省案の撤回に一役買いました。新聞も宅配であれば、軽減税率が適用されることになりました。それに反対する「読者の声」があり、来月号に掲載する予定。

▶弊会は昨年12月にシンポジウム「広がる格差とメディアの責務」を開催しましたが、盛況でした。その内容は本誌2月号と3月号に掲載します。

（倉沢^{としお}章夫）